

平成26年第1回葛城市議会定例会会議録（第4日目）

1. 開会及び閉会 平成26年3月25日 午前10時00分 開会
午後 5時58分 閉会

2. 場 所 葛城市役所 議会議場

3. 出席議員15名

1番 吉 武 昭 博	2番 内 野 悦 子
3番 川 村 優 子	4番 西 川 朗
5番 増 田 順 弘	6番 岡 本 吉 司
7番 朝 岡 佐一郎	8番 西 井 覚
9番 藤井本 浩	10番 吉 村 優 子
11番 阿 古 和 彦	12番 赤 井 佐太郎
13番 下 村 正 樹	14番 西 川 弥三郎
15番 白 石 栄 一	

欠席議員0名

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

市 長	山 下 和 弥	副 市 長	杉 岡 富美雄
教 育 長	大 西 正 親	総 務 部 長	山 本 眞 義
総 務 部 理 事	菊 江 博 友	企 画 部 長	吉 村 孝 博
市民生活部長	生 野 吉 秀	都 市 整 備 部 長	矢 間 孝 司
都市整備部理事	中 裕 晃	産 業 観 光 部 長	河 合 良 則
保健福祉部長	山 岡 加代子	教 育 部 長	田 中 茂 博
上下水道部長	吉 川 正 隆	消 防 長	岩 井 利 光
会 計 管 理 者	邨 田 康 司		

5. 職務のため出席した者の職氏名

事 務 局 長	寺 田 馨	書 記	新 澤 明 子
書 記	西 川 雅 大	書 記	山 岡 晋

6. 会議録署名議員 5番 増 田 順 弘 9番 藤井本 浩

7. 議事日程

日程第1 議第1号 消費税率及び地方消費税率の改定に伴う関係条例の整備に関する条例を制定することについて

- 日程第2 議第2号 葛城市税条例の一部を改正することについて
- 日程第3 議第3号 葛城市社会教育委員に関する条例の一部を改正することについて
- 日程第4 議第4号 葛城市福祉総合ステーション条例の一部を改正することについて
- 日程第5 議第5号 葛城市水道事業の剰余金の処分等に関する条例の一部を改正することについて
- 日程第6 議第7号 平成25年度葛城市国民健康保険特別会計補正予算（第4号）の議決について
- 日程第7 議第8号 平成25年度葛城市下水道事業特別会計補正予算（第2号）の議決について
- 日程第8 議第9号 平成25年度葛城市学校給食特別会計補正予算（第3号）の議決について
- 日程第9 議第10号 平成25年度葛城市霊苑事業特別会計補正予算（第1号）の議決について
- 日程第10 議第11号 平成25年度葛城市後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第1号）の議決について
- 日程第11 議第6号 平成25年度葛城市一般会計補正予算（第4号）の議決について
- 日程第12 議第12号 平成26年度葛城市一般会計予算の議決について
- 日程第13 議第13号 平成26年度葛城市国民健康保険特別会計予算の議決について
- 日程第14 議第14号 平成26年度葛城市介護保険特別会計予算の議決について
- 日程第15 議第15号 平成26年度葛城市下水道事業特別会計予算の議決について
- 日程第16 議第16号 平成26年度葛城市学校給食特別会計予算の議決について
- 日程第17 議第17号 平成26年度葛城市住宅新築資金等貸付金特別会計予算の議決について
- 日程第18 議第18号 平成26年度葛城市霊苑事業特別会計予算の議決について
- 日程第19 議第19号 平成26年度葛城市・広陵町介護認定審査会特別会計予算の議決について
- 日程第20 議第20号 平成26年度葛城市後期高齢者医療保険特別会計予算の議決について
- 日程第21 議第21号 平成26年度葛城市水道事業会計予算の議決について
- 日程第22 発議第1号 葛城市議会委員会条例の一部を改正することについて
- 日程第23 発議第2号 奈良県にリニア中央新幹線を！中間駅の早期決定を求める決議
- 日程第24 発議第3号 消費税の軽減税率の制度設計と導入時期の明確化を求める意見書
- 日程第25 発議第4号 食の安全・安心の確立を求める意見書
- 日程第26 発議第5号 ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充を求める意見書
- 日程第27 奈良県後期高齢者医療広域連合議会議員選挙
- 日程第28 各常任委員会及び議会運営委員会の閉会中の継続審査について

開 会 午前10時00分

西川議長 ただいまの出席議員は15名で、定足数に達しておりますので、これより平成26年第1回葛城市議会定例会第4日目の会議を行います。

本日、議会だより用に議場内の写真撮影を行いますので、ご承知おきください。

これより本日の会議を開きます。

ここで、暫時休憩をいたします。

休 憩 午前10時01分

再 開 午前10時45分

西川議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

ご報告を申し上げます。

本定例会の会期中に、議第12号議案に対します修正の動議として、お手元に配付の修正案が吉村優子君ほか4名より提出され、その取扱いについて、先ほど議会運営委員会が開催されましたので、会議の概要について、議会運営委員長よりご報告を願います。

12番、赤井佐太郎君。

赤井議会運営委員長 おはようございます。本定例会の会期中に、議第12号議案に対します修正の動議として修正案が提出されたことを受けまして、先ほど議会運営委員会を開催し、その取扱いについて慎重に協議いたしましたので、その結果についてご報告いたします。

本修正案の審議方法につきましては、本日日程第11、議第6号議案の採決終了後、日程第12、議第12号から日程第21、議第21号までの10議案を一括上程して、予算特別委員長からの委員長報告、委員長報告に対する質疑を行った後、本修正案について提出者からの内容説明を受け、修正案に対する質疑を行います。

その後、議第6号から議第12号までの10議案について、討論、採決を1議案ごとに行います。まず初めに、議第12号議案の討論、採決を行います。討論は議第12号議案に対する修正案についての討論も一括して行います。そして、採決には修正案に対する採決を先に行い、その後、原案についての採決を行います。

以上、報告といたします。皆さんのご理解賜りますよう、よろしくお願いいたします。

西川議長 お諮りいたします。

本修正案についての審議方法は、ただいまの運営委員長からの報告のとおり行うことにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

西川議長 ご異議なしと認めます。よって、審議方法については、運営委員長からの報告のとおり行うことにいたします。

次に、本定例会中に開催されました各常任委員会において、所管の調査事項について審査をされておりますので、その審査状況について、各委員長より報告を願います。まず、総務建設常任委員長より報告を願います。

12番、赤井佐太郎君。

赤井総務建設常任委員長 おはようございます。議長のお許しを得ましたので、去る3月7日の本会

議におきまして総務建設常任委員会に付託されました3議案及び本委員会の所管、調査案件につきまして、13日午前9時半より委員会を開催し慎重に審査いたしました。そのうち、本委員会の所管事項の調査案件であります、地域活性化事業新道の駅事業について、尺土駅前周辺整備事業に関する事項について、及び行財政改革に関する事項について、審査の概要をご報告いたします。

初めに、地域活性化事業新道の駅建設事業についてであります。理事者からは現在の事業の進捗状況として、ソフト面とハード面についてそれぞれ説明がありました。ソフト面では、これまでの設立準備会における決定事項として、農産物直売所運営規定、出荷規定、出荷者会員募集及び加工諸品目などが決定しており、現在物産販売所や会社設立に係る諸事項について協議中である。また、ハード面では、用地買収は約80%完了しているが、建設事業等に時間を要することから、平成28年度まで事業を延長するとの報告を受けました。

この報告を受け、委員からは、建設事業の面積と予算はという問いに対し、道の駅の建設事業面積は3万3,000平方メートルであり、事業費は18億円である。西の盛り土の山の件については吸収源対策公園緑地事業で行う予定であり、面積は実測で4万9,900平方メートルである。現在、県と協議中であり、具体的にはこれから専門家の意見を交えながら事業内容を検討し、事業についても県と市、それぞれの持ち出し分を算出していきたい。また、本件の道の駅建設事業と盛り土の公園事業は、国の補助事業としては別の手法をとっているが、道の駅に付随した、都市計画上一体となった公園事業という位置づけをさせていただいているという答弁がありました。

また、建設に伴い、どのように周辺道路の整備を行うのかという問いに対し、御所・香芝線においては、南向き交差点のほとんどの車両が左折するので、直進車が進めず渋滞するため、新たに左折レーンを設けて、道の駅ができたことによる渋滞解消を図りたいと考えており、県からも平成26年度に工事に入る予定である旨、報告を受けている。寺口・北花内線については、県と協議の結果、寺口・北花内線の1車線そのものを拡幅し、緊急車両の出入口を円滑にし、また、寺口・北花内線から道の駅へ入るための周回道路も設け、渋滞緩和に努めたいという答弁がありました。

次に、尺土駅前周辺整備事業に関する事項についてであります。理事者からは、用地買収の進捗状況について、17名の地権者のうち、現在9名と契約を済ませ、平成26年度の早い段階で1名と契約を履行できる見込みである。残りの地権者にも理解と協力を得られるよう努力するが、一部地権者の要求と市の提示価格にかなりの乖離があるため、買収のめどが立たない状況となっており、今後も円満な解決に努力するが、さまざまな手続をとることを考慮し、事業を平成29年度まで延長させていただきたいという報告を受けました。

この報告を受け、委員からは、用地交渉が難しいということはわかるが、地権者の話を聞くと、それほど頻繁に交渉に来られないとのことであるので、今後は用地買収のためのプロジェクトチームを組んで、買収に努力願いたいと思うがという問いに対し、交渉が難航している箇所については、職員が何度も足を運び、低姿勢でお願いに行っており、平成29年度を区切りとして事業を完成させるという意気込みで、地権者に対して詳細に説明を行い、協力

が得られるように努力していきたいという答弁がありました。

最後に、行財政改革についてであります。理事者からは、主要4事業を2年から3年延長する内容を盛り込んだ新市建設計画の変更について、12月議会において議決をお願いしたいと考えており、今後も財政計画など事業を精査して、提示できる資料があればその都度お示ししたいという報告を受けました。

なお、これらの3つの所管の事項についても、今後も引き続き調査を進めることにいたしたいと思っております。

以上をもちまして、総務建設常任委員会の所管事項の調査報告といたします。

西川議長 次に、厚生文教常任委員長より報告を願います。

8番、西井覚君。

西井厚生文教常任委員長 皆さん、おはようございます。議長のお許しを得ましたので、去る3月7日の本会議におきまして厚生文教常任委員会に付託されました9議案及び本委員会所管の調査案件につきまして、14日午前9時30分より委員会を開催し慎重に審議いたしました。そのうち、本委員会所管事項の調査案件であります、新クリーンセンター建設に係る諸事業について、及び葛城市学校給食センターについて、審査の概要を報告いたします。

初めに、新クリーンセンター建設に係る諸事業についてであります。理事者より、新クリーンセンターの建設事業における現在の進捗状況及び今後の予定といたしまして、まず、工事請負契約の見直しについて、平成25年2月14日に45億1,080万円の契約をしているが、自然公園法の中での建物ということもあり、何回となく県と協議した結果、地上部分の面積を減らし、地下部分の面積を4.5倍にふやした設計に変更することにより、許可をいただいた。そして、変更に伴い、今後当然、建築価格はふえることになるため、現在変更後の建築価格について設計中であり、詳細についてわかり次第、委員会で協議をいただき、6月議会で工事請負変更契約の議決をいただきたいとの報告を受けました。

次に、工事工程については、現在公園法の許可、造成を行っており、間もなくこの特定工作物の建築確認の許可が下りる予定である。今後、県と建物本体の建築確認申請にかかわる自然公園法の許認可など、諸事項について協議を行い、6月議会後には建物本体の確認申請を行う予定である。土木工事については、木の伐採、仮事務所設置など、順次行っていくが、竣工予定については、当初予定していた平成27年3月末から平成28年9月末に変更になったとの報告を受けました。また、大字笛堂との協定の延長についてや、クリーンセンターにかかわる市や県を相手取った裁判の経過についても報告を受けました。

委員からは、自然公園法に対してどのような制限があるのかとの問いに対し、国定公園内では焼却施設は建てられないが、當麻クリーンセンターについては、既存の建築物ということで認められている。自然公園法の中で必要最小限での拡大、また当該規模を越えないという言葉の解釈の中で、県と協議をしながら事業を進めている。また、周辺の景観に沿った建物とするため、建物の色合い、更地になる部分においても芝などの植栽をすることにした。稼働時間については特に制限がないが、地元との協議において1日16時間を予定しているという答弁がありました。

また、焼却炉の煙突から出る煙については安全なのかという問いに対して、気温が5度以下になったときに出る水蒸気が煙のように見える。しかし、一切煙は出ないので、安全であるという答弁がありました。

次に、葛城市学校給食センターについてであります。理事者からは進捗状況として、ハード面では解体工事は完了しており、現在造成工事について3月末までの工期で進めている。実施設計においても3月末を期日として業務を行い、平成26年度には建築工事に取りかかることとなっているとの報告を受けました。ソフト面では、PTA役員の方々と協議を重ね、葛城市教育委員会と葛城市PTA連絡協議会との連名で、全ての保護者の方に葛城市学校給食センターについてのお知らせを11月に配付し、その結果、7件の質問、意見があった。それらを精査し、葛城市教育委員会及び葛城市PTA連絡協議会としては、運営体制、業務委託について保護者全員に周知したし、ご理解をいただいているということで、今後進めていきたいとの報告を受けました。

また、食物アレルギーの対応に対しては、該当する子どもたちの把握に努め、市としての考え方を検討するために、学校給食における食物アレルギー対応のあり方検討会を開催し、方針をまとめ、10月開催の学校給食運営委員会及び教育委員会に説明したとの報告を受けました。

委員からは、給食というのは単に提供するというだけでなく、学校教育の一環として、市、教育委員会、学校が責任を持って行うものだと思うが、業務委託になることによって安全性については大丈夫かという問いに対し、業者との業務委託契約をする上でのリスクマネジメントについては、長期継続契約の中で補償や責任者を置くなど、しっかりと仕様を考えたいとの答弁がありました。

このほかにも、これら2つの所管事項については、各委員から活発な質疑がなされ、数多くの意見が出されており、委員会としては今後も引き続き調査を進めることにいたしました。

以上をもちまして、厚生文教常任委員会の所管事項の調査報告といたします。

西川議長 本定例会中に開催されました各常任委員会における所管の調査事項についての審査報告は、以上であります。

これより日程に入ります。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりでございます。

日程第1、議第1号及び日程第2、議第2号の2議案を一括議題といたします。本2議案は総務建設常任委員会に付託されておりますので、審査の結果報告を委員長に求めます。

12番、赤井佐太郎君。

赤井総務建設常任委員長 ただいま上程されております議第1号及び議第2号の2議案につき、審査の概要及び結果をご報告いたします。

初めに、議第1号、消費税率及び地方消費税率の改定に伴う関係条例の整備に関する条例を制定することについてであります。質疑では、本市の施設使用料は税込の金額となっているため、今後予想される10%への増税時に料金を改定すると、中途半端な金額になるおそれがあるが、これについてどのように考えるかという問いに対し、この件については、さまざま

まな団体の事例を含め、部署内で議論した結果、これまで抑えてきた料金を便乗して値上げするという団体も見受けられたが、本市はそのような便乗値上げをせず、今回は今まで据え置かれた料金の改定、旧両町の料金体系の違いの統一等、今回の引き上げ相当分に伴う基本的な算出基準等について、所要の改正を行うものであるという答弁がありました。

また、今回の改正に伴う、各会計における歳入及び歳出それぞれの影響額はという問いに対し、歳入では、平成24年度決算ベースで、一般会計のうち手数料等で約230万円、税金による地方消費税交付金で5,600万円の増額、下水道事業特別会計で1,100万円、また水道事業会計では水道料金に係る分で1,818万円、分担金に係る分で190万円の増額が見込まれる。他方、歳出では、一般会計における需用費、工事費等で約1億2,000万円、水道事業会計で1,360万円、下水道事業特別会計における流域下水道維持管理費に係る県の負担金で約1,000万円の増額が見込まれるという答弁がありました。討論はなく、採決の結果、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第2号、葛城市税条例の一部を改正することについてであります。質疑、討論はなく、採決の結果、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で当委員会の報告といたします。

西川議長 以上で総務建設常任委員長の報告は終わりました。

これより委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

西川議長 質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論、採決に入りますが、討論、採決は1議案ごとに行います。

日程第1、議第1号議案について討論に入ります。

討論はありませんか。

15番、白石君。

白石議員 議第1号、消費税率及び地方消費税率の改定に伴う関係条例の整備に関する条例を制定することについて、反対の立場から討論を行います。

本条例の制定は、安倍自公政権が本年4月1日から消費税率を5%から8%へ引き上げを実施することに伴い、葛城市の中央公民館や市民体育館等の使用料、一般廃棄物処理手数料や、市民生活に1日として欠かせない水道や下水道の使用料を規定した16条例を一括して改定をし、消費税を転嫁しようとするものであります。

安倍自公政権は、昨年、アベノミクス効果により経済が好転したと、消費税の増税を決定し、本年4月1日から消費税率の引き上げを実施することになりました。これは、国民、市民に年間8兆円に及ぶ、史上空前の大増税が押しつけられることとなります。さらに来年10月に10%になりますと、消費税増額は総額13兆5,000億円に上ります。これまでの最大規模の増税が、平成9年の消費税と所得税の増税による7兆円でしたから、まさに史上最大規模の大増税が行われようとしているのであります。

今、景気は好転するどころか、アベノミクスにより原材料や生活必需品が値上がりをし、

勤労者の現金給与総額の平均は昨年過去最低を更新するなど、国民の消費は低迷し、期待されていた駆け込み需要さえ低調であります。実質経済成長率も、昨年夏以降1%を割り込み、昨年半ば以降は経済の減速傾向に拍車がかかっているのです。読売新聞の最近の世論調査では、景気回復を実感していない人が77%、4月以降、家計への支出を減らそうと思う方が55%と、多くの国民はアベノミクス効果を実感しているどころか、消費税増税で更に支出を切り詰めようとしているのであります。

日本経済は失われた20年といわれるほど、長期にわたって下り坂をたどり、GDPは10%も減っています。勤労者の平均年収は、平成9年の448万円をピークに減り続け、16年間で70万円も減っています。消費税増税の負担は低所得者ほど大きくなります。みずほ銀行総合研究所の調べでは、平均年収237万円の勤労所帯の場合、消費税率が8%になるだけで年間5万7,529円の増税で、負担率は2.4%。月給の3分の1が吹き飛び、税率が10%になれば年額9万5,882円にふえ、負担率は4.1%となり、給料の半分以上が消えてしまうことになるのです。史上空前の大増税は、国民の暮らしと経済に大打撃を与え、経済も財政も共倒れの悪循環に陥ることは明らかであります。

政府は、消費税分は社会保障に充てるなどと言っていますが、平成元年度の消費税創設から今日まで、医療や介護、年金や障がい者福祉などの社会保障制度のどれをとっても、よくなったと実感できるものはありません。それもそのはずであります。平成元年に消費税が創設されてから26年、26年間の税収額は、地方分も含めて、累計で282兆円に達しています。しかし、この間の増税による景気の落ち込みや、消費税収を当て込んだ大企業減税等によって法人税は大幅に減り、地方税を含めた減収額は、この25年間の累計で255兆円にもなっています。これまでの消費税収は、そのほとんどが法人税減収の穴埋めに消えてしまっているのであります。

社会保障は、この4月から70歳から74歳の医療費窓口が1割から2割に引き上げられ、後期高齢者の医療制度の保険料も引き上げられます。年金は0.7%減額され、国民年金を満額の6万4,875円需給している人は、4月から475円引き下げられ6万4,400円になります。国民年金の保険料は、月210円上がり1万5,250円に、2号被保険者の介護保険料は、1人当たり月5,000円を突破する水準となってまいります。さらに、政府の激変緩和策は極めて限定されたものになっています。低所得者への対策は、住民税非課税世帯に1人1万円を支給し、そのうち基礎年金の受給者などに5,000円を加算する臨時福祉給付金や、児童手当の支給対象者に、対象児童1人当たり1万円の子育て世帯に対する臨時特例給付金が支給されますが、いずれも1回限りの措置であります。こんなことで負担増が解消されるはずがないのであります。消費税増税が、社会保障の充実のためでも安定財源の確保のためでもないことは明白であります。

このたびの条例制定によって、市民の毎日の生活に欠くことのできない水道使用料が年額1,800万円、下水道使用料で年額1,100万円の負担増となります。葛城市の一般会計における影響額は、収入では地方消費税分が5,600万円の増収となる見込みですが、支出では工事費や需用費など、1億2,000万円もの負担増になります。市民生活と市財政に大きな影響を及

ぼすこととなります。地方自治体の第一の使命は、住民の福祉の増進を図ることであり、市民の暮らしと経営、地域経済を守ることであります。合併前の新庄町や當麻町では、平成元年の消費税の創設や、平成9年度の5%への引き上げのとき、行政と議会改革はけんけんがくがくの議論の末、水道使用料や下水道使用料など、市民生活に大きな影響を及ぼす負担については、経営努力を前提に内税とし、消費税分を転嫁しませんでした。また、文化会館や歴史博物館ホールなど、減免規定を適応せず、徴収していた使用料についても消費税の転嫁を見送ってきたのであります。さらに、合併時の使用料等の統一のときには、サービスは高く負担は低く、の約束を尊重し、水道使用料などは改めて内税が選択され、低い方に統一をされたのであります。

ところが、このたびの消費税の引き上げに伴う使用料や手数料の改定では、国から消費税の転嫁を促す通知を無批判に受け入れ、この機会を捉えて非課税等の規定が適用される使用料等を除き、全ての使用料や手数料について消費税分を外税方式で転嫁をし、市民に新たな負担を押しつけているのであります。これまでの経緯や先人たちの苦労や努力を全く考慮されず、当然のように市民に消費税の負担を押しつける改定は、国の施策や指導がどうであれ、地方自治体として市民の立場に立ち、市民の暮らしや経営を守るという視点が欠落をしています。安易に消費税を転嫁する条例の制定は認めがたいものであります。

以上、討論を終わります。

西川議長 ほかに討論はありませんか。

4番、西川君。

西川朗議員 消費税率及び地方消費税率の改定に伴う関係条例の整備に関する条例を制定することについて、賛成の立場から討論を行います。

今回提案されました、消費税率及び地方消費税率の改定に伴う関係条例の整備に関する条例の制定につきまして、賛成の立場から意見を述べさせていただきます。

現在、安倍政権下におきまして、アベノミクスにより景気浮上のため、諸政策が進められております。昨年10月1日の閣議におきまして、経済状況等を総合的に勘案した上で、消費税率を現行の5%から8%に引き上げる決定がなされました。

これを受けまして、県を通じて総務省からも、消費税率の引き上げに伴う公共料金等の改定について、消費税の円滑かつ適切な転嫁を基本とした対処をするとともに、歳出予算につきましても、その影響について適切な計上をするようにとの趣旨が再三再四にわたり各地方公共団体に対し周知されたところでございます。

それに伴い、現在では県内の他市の大半において、本年4月1日から施行すべく、使用料等を見直すための条例を初めとした例規整備が行われております。本来消費税は、間接税として消費者が最終的な負担となることが予定されている税であるということは、基本的な原則でございます。このことを鑑みますと、事業者である本市としましても、その事業を運営していくための各施設における維持管理費などにおいて、支出した消費税をその消費税を転嫁せず、市民の皆様からお預かりした税金から肩がわりをすることとなります。各種使用料につきましても、本来受益者である利用者から徴収すべきものにもかかわらず、その消費

税相当分を利用者以外の方にも負担していただくことになってしまいます。

このような理由により、本整備条例の制定は、各施設使用料を初め、上下水道使用料などにかかる消費税をその受益者としての利用者に対し、適切に転嫁を行うためのものであり、本条例につきましても適切な改正内容の条例であると私は考えております。以上、私の賛成討論といたします。

西川議長 ほかに討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

西川議長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより、議第1号議案を採決いたします。本案に対する委員長報告は可決であります。本案は、委員長報告のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立多数)

西川議長 起立多数であります。よって、議第1号は原案のとおり可決されました。

日程第2、議第2号議案について討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

西川議長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより、議第2号議案を採決いたします。本案に対する委員長報告は可決であります。本案は、委員長報告のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

西川議長 ご異議なしと認めます。よって、議第2号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第3、議第3号から日程第10、議第11号まで、以上8議案を一括議題といたします。本8議案は厚生文教常任委員会に付託されておりますので、審査の結果報告を委員長に求めます。

8番、西井覚君。

西井厚生文教常任委員長 ただいま上程されております議第3号、議第4号、議第5号、議第7号、議第8号、議第9号、議第10号及び議第11号の8議案について、厚生文教常任委員会の審査の概要及び結果をご報告いたします。

初めに、議第3号、葛城市社会教育委員に関する条例の一部を改正することについてであります。質疑では、今回の条例改正によって、本市の社会教育にとってどのような影響があるのか、また現在、社会教育委員にはどのような方が選出されているのかという問いに対して、改正の影響については、この基準を市の条例に委任することにより、社会教育委員の社会教育にかかわるいろいろな意見や助言、また審議、検討などを更に深めるといった向上が見込まれる。また、委員の構成については、学校教育及び社会教育の関係者として、市議会、区長会、校長会、文化協会、体育協会、PTA協議会の代表者の方々が、家庭教育の向上に資する活動を行う者として、寿連合会、青少年健全育成協議会、子ども会育成連絡協議会、民生児童委員協議会、地域婦人団体連絡協議会の代表者の方々が、学識経験のある者として、市内でいろいろな教育関係にかかわる経験をされている方々がメンバーとなっているという

答弁がありました。討論はなく、採決の結果、全員一致で原案どおり可決するものと決定いたしました。

次に、議第4号、葛城市福祉総合ステーション条例の一部を改正することについてであります。質疑では、今回の条例改正で、市内、市外利用者の使用料を統一し、利用者の増加を図るということであるが、更なる利用者増加に向けて、どのように取り組んでいくのかという問いに対し、平成25年度では食堂のメニューの見直しや営業時間の延長、キッズコーナーの設置、図書を増冊、パターゴルフ場の人工芝の張りかえなど、サービスの向上に努めるとともに、いきいきふれあいサロンの実施や障がい者のデイサービスの受け入れなどに取り組んでいる。これらの取り組みとあわせて、今回の使用料の改正について、ホームページなどで周知していくとともに、行政のほかの部署とも協力しながら、本市を訪れる方々にアピールしていけるように努力してまいりたいという答弁がありました。討論はなく、採決の結果、全員一致で原案のとおり可決するものと決定いたしました。

次に、議第5号、葛城市水道事業の剰余金の処分等に関する条例の一部を改正することについてであります。質疑では、本条例改正による水道事業経営に対する影響、またメリットはという問いに対して、今回の改正は地方公営企業法の一部改正により、組入資本金とみなし償却が廃止されたが、自己資本金から減債積立金や建設改良積立金を取り崩すとなると、自己資本の造成が必要となることから、事業経営の安定に資するために取り崩した積立金を資本金に組み入れることにしたものである。メリットとしては、自己資本を積み上げることが企業経営の安定につながると考えるという答弁がありました。また、今回の条例改正は公営企業会計から企業会計に近づけるものであり、将来的に利益を得るため、水道料金の値上げにつながる改正か、それとも自己努力により維持できるという改正かという問いに対して、今回の改正により、みなし償却が認められなくなったことで利益幅が少なくなるため、これからの設備投資を慎重に行うなどして利益の確保をすることとなる。しかし、水道事業会計の健全な運営をするための指針になると捉えているという答弁がありました。討論はなく、採決の結果、全員一致で原案のとおり可決するものと決定いたしました。

次に、議第7号、平成25年度葛城市国民健康保険特別会計補正予算（第4号）の議決についてであります。質疑、討論はなく、採決の結果、全員一致で原案どおり可決するものと決定いたしました。

次に、議第8号、平成25年度葛城市下水道事業特別会計補正予算（第2号）の議決についてであります。質疑では、下水道建設費の工事請負費について、3,000万円の減額となっている理由はという問いに対して、柿本地域内と當麻地域内の工事について、それぞれ未執行となったことによる減額で、柿本地域内の工事については、国鉄・坊城線整備事業におけるJR架道橋工事に伴う敷設替え工事が、事業のおくれにより未執行となり、また當麻地内の工事については、新クリーンセンターの建設工事の中で管路工事をしているが、舗装の部分について補助金の関係もあり、来年度に執行するということで未執行となったという答弁がありました。討論はなく、採決の結果、全員一致で原案どおり可決するものと決定いたしました。

次に、議第9号、平成25年度葛城市学校給食特別会計補正予算（第3号）の議決についてであります。質疑では、学校教育センター建設事業費の中の工事請負費が減額となっている理由はという問いに対して、工事請負費のうち、解体工事については当初5,000万円を予算計上していたが、一般競争入札により、契約差金により1,390万円を減額させていただいた。また、造成工事については、当初2億4,000万円の予算を計上していたが、実施設計をしたところ、現地精査の結果、擁壁の縮小など工法などの見直しにより、1億1,090万円の減額となったという答弁がありました。討論はなく、採決の結果、全員一致で原案どおり採決するものと決定いたしました。

次に、議第10号、平成25年度葛城市霊苑事業特別会計補正予算（第1号）の議決についてであります。質疑では、歳入の霊苑使用料が減額されているが、当初の見込みと実績について教えてほしいという問いに対して、当初はB区画の1区画45万円を50件で予算計上していたが、実績としてA区画27万円の8件、B区画45万円の24件となっていることから、954万円の減額をお願いした。これは、市民に墓地がある程度行きわたったことによるものと考えるが、こうした結果を踏まえ、次回の募集時期となる平成27年度までに、募集について十分検討してまいりたいという答弁がありました。討論はなく、採決の結果、全員一致で原案どおり可決するものと決定いたしました。

最後に、議第11号、平成25年度葛城市後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第1号）の議決についてであります。質疑では、歳入の現年度分普通徴収保険料が545万5,000円の増額だが、その内容及び原因はという問いに対して、今回の保険料の増額については、所得割の課税標準額が上がっているのと、後期高齢者被保険者数がふえてきているということにより、調定額がふえたものと考えている。また、広域連合負担金として支出する必要があるため、現在の調定額である7,470万5,900円の保険料を、予算上で100%の収納率で収入とするものとし、当初予算額の差額545万5,000円を今回追加補正した。ただし、平成25年度収納率としては、例年同様98%ぐらいを見込んでいるという答弁がありました。討論はなく、採決の結果、全員一致で原案のとおり可決するものと決定いたしました。

以上であります。このほかにも各委員から活発な質疑がされ、数多くの意見が出されておりますことをつけ加えまして、当委員会の報告といたします。

西川議長 以上で厚生文教常任委員長の報告は終わりました。

これより委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

西川議長 質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論、採決に入りますが、討論、採決は1議案ごとに行います。

日程第3、議第3号議案について討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

西川議長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより、議第3号議案を採決いたします。本案に対する委員長報告は可決であります。本案は、委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

西川議長 ご異議なしと認めます。よって、議第3号は原案のとおり可決されました。日程第4、議第4号議案について討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

西川議長 討論ないようですので、討論を終結いたします。これより、議第4号議案を採決いたします。本案に対する委員長報告は可決であります。本案は、委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

西川議長 ご異議なしと認めます。よって、議第4号は原案のとおり可決されました。日程第5、議第5号議案について討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

西川議長 討論ないようですので、討論を終結いたします。これより、議第5号議案を採決いたします。本案に対する委員長報告は可決であります。本案は、委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

西川議長 ご異議なしと認めます。よって、議第5号は原案のとおり可決されました。日程第6、議第7号議案について討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

西川議長 討論ないようですので、討論を終結いたします。これより、議第7号議案を採決いたします。本案に対する委員長報告は可決であります。本案は、委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

西川議長 ご異議なしと認めます。よって、議第7号は原案のとおり可決されました。日程第7、議第8号議案について討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

西川議長 討論ないようですので、討論を終結いたします。これより、議第8号議案を採決いたします。本案に対する委員長報告は可決であります。本案は、委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

西川議長 ご異議なしと認めます。よって、議第8号は原案のとおり可決されました。日程第8、議第9号議案について討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

西川議長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより、議第9号議案を採決いたします。本案に対する委員長報告は可決であります。本案は、委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

西川議長 ご異議なしと認めます。よって、議第9号は原案のとおり可決されました。

日程第9、議第10号議案について討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

西川議長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより、議第10号議案を採決いたします。本案に対する委員長報告は可決であります。本案は、委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

西川議長 ご異議なしと認めます。よって、議第10号は原案のとおり可決されました。

日程第10、議第11号議案について討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

西川議長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより、議第11号議案を採決いたします。本案に対する委員長報告は可決であります。本案は、委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

西川議長 ご異議なしと認めます。よって、議第11号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第11、議第6号議案を議題といたします。

本案は各常任委員会に分割付託されておりますので、審査の結果報告を委員長に求めます。まず、総務建設常任委員会の関係部分について、審査の結果報告を求めます。

12番、赤井佐太郎君。

赤井総務建設常任委員長 ただいま上程されております議第6号、平成25年度葛城市一般会計補正予算(第4号)の議決につきまして、総務建設常任委員会の関係部分について、審査の概要及び結果をご報告いたします。

質疑では、道路橋りょう費の地域連携推進事業の内容はという問いに対し、道路ストック防災安全事業の対象は、道路管理者が管理設置した第三者の被害が予想される桁下を道路が交差するような道路橋りょうと、その附属施設、道路標識、照明施設等となっており、市道南阪奈側道1号線ほか7路線における跨道橋3橋、歩道橋2橋、道路照明55基、案内標識2基の総点検を行うため、委託料700万円を計上した。また、橋りょうの長寿命化工事については、市が管理する227橋のうち、長寿命化修繕計画の対象となる橋長15メートル以上、または重要路線にかかる15メートル未満の36橋りょうを対象に計画を策定したところ、うち4

橋の補修が必要と判明したため、今回は安井川大橋と乾橋の2橋の工事請負費2,700万円をお願いするものである。残りの2橋については早期改修に努めるもの、また、県道改良工事に伴い改良が行われるものとなっている。これらの事業は、当初は平成26年度の実施予定であったが、国の1号補正により前倒しで行うことになり、補正をお願いするものであるという答弁がありました。

次に、ふるさと応援寄附報償費が増額されているが、現在のふるさと応援寄附金の現況はという問いに対し、平成24年度は26件、41万5,000円の寄附があり、そのうち市外の方が24件であったのに対し、平成25年度は1月14日現在で69件、122万9,000円の寄附があり、市外の方は58件とかなりふえているため、市外の方に対する記念品等に係る報償費が不足し、今回その不足分の補正をお願いしたという答弁がありました。

さらに、地域活性化事業の工事請負費、用地購入費、補償費の内容はという問いに対し、平成25年度に国の補助として、国鉄・坊城線整備事業に対し、1億4,100万円がついていたが、事業執行が見込めないことから、地域活性化事業の道路事業で執行するものであり、今後の事業執行を踏まえ、工事請負費で1,328万7,000円、公有財産購入費で1億1,271万3,000円、補償補てん及び賠償金で1,500万円の追加をお願いするものであるという答弁がありました。

賛成の討論があり、採決の結果、本委員会に付託された関係部分については、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上であります。ほかにも各委員から活発な質疑がなされ、特に繰り越し事業について数多くの意見が出されておりますことをつけ加えまして、当委員会の報告といたします。

西川議長 以上で総務建設常任委員長の報告は終わりました。

次に、厚生文教常任委員会の関係部分について、審査の結果報告を求めます。

8番、西井覚君。

西井厚生文教常任委員長 ただいま上程されております議第6号、平成25年度葛城市一般会計補正予算（第4号）の議決につきまして、厚生文教常任委員会の関係部分について、審査の概要及び結果を報告いたします。

質疑では、小学校費及び中学校費における備品購入費の減額について、なぜ学校に必要な備品として予算計上しているのに購入しなかったのかという問いに対して、当初学校の消火器の入れかえを予定していたが、株式会社梅乃宿様から寄贈いただいたため不要となった分と、他の備品購入の契約残であるという答弁がありました。この答弁を受け、ほかに株式会社梅乃宿様から寄贈いただいた物はないかという問いがあり、株式会社梅乃宿様が、本年度操業140周年の記念の年であるので何か寄贈したいという申し出があり、実用品として消火器と軽自動車1台を寄贈いただいたという答弁がありました。

また、生活保護における扶助費7,500万円の減額の内容及び理由はという問いに対して、生活扶助費については平成24年度に大幅な生活保護者増により、それを見込んで当初予算を計上したが、実際には全国的な景気の上向き傾向により、緩やかな保護率の上昇となっている。葛城市も同様に、平成24年度末と比較して、平成25年度2月末現在の状況から3月末見

込みでは、延べ人数で70人ほどの減員が見込まれるとのことを勘案して、3,000万円の減額をお願いした。

また、医療扶助費については、今年度亡くなられた方が例年より多く、2月末現在で9名の方がお亡くなりになられている。そのうち、今年度前半期だけで8名の方がお亡くなりになり、多くが入院中に亡くなられた方で、それ以降の医療費が必要なくなったため、4,000万円の減額をお願いした。

また、施設事務費については、当初11名分を見込んで予算計上したが、平成24年度末に1名お亡くなりになり、その後、増員もなかったため、500万円の減額となったという答弁がありました。

討論はなく、採決の結果、本委員会に付託された関係部分につきましては、全員一致で原案のとおり可決するものと決定いたしました。

以上をもちまして当委員会の報告といたします。

西川議長 以上で厚生文教常任委員長の報告は終わりました。

これより委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

西川議長 質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

西川議長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより、議第6号議案を採決いたします。本案に対する委員長報告はいずれも可決であります。本案は、委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

西川議長 ご異議なしと認めます。よって、議第6号は原案のとおり可決されました。

ここで暫時休憩をいたします。

休 憩 午前11時52分

再 開 午後 1時30分

西川議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、日程第12、議第12号から日程第21、議第21号まで、以上10議案を一括議題といたします。本10議案は予算特別委員会に付託されておりますので、審査の結果報告を委員長に求めます。

7番、朝岡佐一郎君。

朝岡予算特別委員長 去る7日の本会議におきまして予算特別委員会に付託をされました平成26年度当初予算10議案につきまして、17日から20日までの4日間にわたり委員会を開催し、慎重に審査をいたしておりますので、その概要と結果についてご報告を申し上げます。

まず、議第12号、平成26年度葛城市一般会計予算の議決についてであります。歳出の議会

費では、工事請負費の内容と予算計上された経緯及びファシリティマネジメントと関連しての見解をお聞かせ願いたいという問いに対し、常任委員会の構成変更などにより、委員会室が手狭になったことから、第1委員会室を拡張するため、ほとんど使用していない和室を第1委員会室として拡張するものである。これにより、今まで他の会議室を利用せざるを得なかった、大人数での会議の開催も可能になり、傍聴者席をより多く確保できる見込みである。また、現在の図書室を理事者控室とし、議員控室の一部に新たな図書室を設置し、ノートパソコン、カラーコピー機等、備品をそろえ、議会活動のより一層の充実を図りたい。そのほかにも応接室、正副議長室などの天井や壁のクロスの張りかえ、及び床のクリーニングなどを行う予定である。本件については全員協議会などを開催し、議員各位から意見を拝聴した結果を踏まえ、張りかえる天井や壁のクロスの価格等を見直した結果、予算計上されている1,180万円から250万円を減額し、約930万円で事業を執行する見込みである。

ファシリティマネジメントは、行政が提供しているサービスをどのように市民に届けるかを主眼に行っている。議会の機能と施設は不可分であり、住民に対する説明責任やサービスであると認識をしている。そうしたことから、できる限り予算は縮減しながら議会の機能を改善したいという申し出に対して、これを認めたものであるという答弁がありました。

次に、総務費では、宿日直業務を嘱託職員が行うことになった理由はという問いに対し、現在宿日直業務は、一般職職員により月1回ないし2回の割合で行っており、宿直者は深夜に戸籍や死亡届の受領、火災や災害情報など、対応しなければならないこと、宿直前後の準備時間として、一定時間職務を免除されているものの、職員の健康と業務への影響が懸念されるほか、宿日直時に職員に急用ができた際の対応が負担となっていること、また、死亡届受付事務に係る埋火葬許可証の発行や、火葬場の使用許可について職員が行わなければならないために、民間業者への委託が難しいことなどから、嘱託職員を任用するものである。費用面については、嘱託職員12名の報酬額は宿日直手当よりもかなり費用増になる。しかし、職務免除された時間が、結果的に時間外勤務手当としてかさむ要因となっていることを勘案して比較すると、幾らかの負担増にはなるが、専門の嘱託職員を任用することにより、不備なく市民サービスの向上につながると考えるという答弁がありました。

また、県地域防災重点モデル地区支援事業補助金の対象となっている団体、及び事業内容はという問いに対し、本事業は市が防犯協議会などの地域防犯モデル地区を指定し、犯罪の起こりにくい地域環境づくりを推進することによって、地域防犯力の向上を目指すものである。対象となる事業内容については、協議会の設置及び協議会の定期的な開催に係る費用、地域安全マップ等の作成、防犯パトロール、広報啓発活動の取り組み、危険箇所の改善及び防犯設備機器の普及などがあり、地域の防犯協議会などがこれらの事業を行う場合、県の交付要綱に基づき、県と市からそれぞれ2分の1ずつ補助金が交付をされる。対象となる防犯協議会等については、ボランティア北花内の会、子供を守る安全パトロール隊尺土、兵家楽友会、忍海校区子ども守り隊、新村親楽隊、大屋北自治会があるという答弁がありました。

次に、民生費では、児童福祉費の中で中学校まで対象を拡充された小児医療費扶助として4,000万円が計上されているが、その金額はどのように算出したのかという問いに対し、平

成26年度からの小児医療費扶助の助成対象の拡大に伴い、その対象人数及び助成額の見込みについては、小学生は2,045人で2,938万8,000円、中学校は1,010人で1,061万2,000円となっています。算定方法については、対象者全体における国保加入者の割合を22.26%、社会保険加入者の割合を77.74%と考え、平成25年4月1日時点での小学1年生から中学3年生までの児童・生徒に係る国保のレセプトの点数をもとに算出した、国保加入者全体の医療費を4.49倍した金額に対して、過去の福祉医療費制度の決算等の増減も考慮した結果、その88%の4,000万円を計上したという答弁がありました。

また、臨時福祉給付金事業費及び子育て世帯臨時特例給付金事業費について、その事業内容や給付対象者数、給付額について教えてほしいという問いに対し、事業内容は、平成26年4月から消費税引き上げに伴う低所得者や子育て世帯への影響を緩和するため、暫定的、臨時的な措置として給付金を支給するものである。臨時福祉給付金については、給付対象者は平成26年度分の市町村民税が課税されていない方で、市町村民税が課税されている方の扶養義務者や生活保護者などは除くとなっており、給付額は1人につき1万円で、給付対象者の中で老齢基礎年金、障害基礎年金、遺族基礎年金、児童扶養手当などの受給者については5,000円が加算されるとなっている。給付対象者については8,500人で、そのうち加算対象者は3,000人である。子育て世帯臨時特例給付金については、給付対象者は臨時福祉給付金の支給対象外の方のうち、平成26年1月分の児童手当の受給者で、平成25年の所得が児童手当の所得制限額に満たない方が対象となっており、給付額は、児童手当の対象児童1人につき1万円となっている。対象児童については4,626人である。このような答弁がありました。

次に、衛生費では、浄化槽清掃手数料助成金として192万6,000円が計上されているが、その内訳について教えてほしいという問いに対し、内訳については、1件当たりの助成金額の平均を1万700円として180件分を計上させていただいた。また、清掃件数や浄化槽の大きさにより清掃手数料の金額が変わるので、1件当たりの助成金額の平均については毎年変動し、平成24年度は1万220円、平成25年度は、現在のところ約9,800円となっている。平成26年度については消費税分の値上げ等を行うため、委託業者から申し出があったその差額分を若干見込んでいる。なお、旧新庄町地域で行っている直営分の清掃手数料と、旧當麻町地域で委託分の手数料の差に関しては、新クリーンセンターの建設に伴うごみ、し尿の収集体系の再編を行う際に、どのような形で統一化できるのかということを含めて検討させていただきたいと思っているという答弁がありました。

また、再生資源集団回収助成金について、前年度予算より減額となっている理由はどういう問いに対し、再生資源の集団回収については1キログラム当たり5円の助成で、現在子ども会など、54の地域の団体に協力いただき実施をしている。これまでの実績としては、平成23年度は994トン、平成24年度は944トン、平成25年度は862トンと減少傾向であるため、平成26年度の予算では回収量を1,100トンと見込み、550万円分の助成金を計上している。回収量の減少傾向にある理由としては、旧新庄町地域での古紙、古雑誌等の収集を市直営で行うようになったことが原因かと考えている。なお現在、今後の事業推進の参考にするため、実施団体にアンケートを行っているところであるという答弁がありました。

次に、農林商工費では、経営所得安定対策事業費について、事業の主旨及び目的はという問いに対し、農業を足腰の強い産業としていくため、経営所得安定対策の見直し、需要ある作物の振興を目的とした水田フル活用の見直し、新たな米政策のあり方及び多面的機能支払制度の創設といった、4つの新たな水田農業政策により、創意工夫に富んだ農業経営者が存分にチャレンジできる環境を整備するとともに、地域一体となって農業、農村の多面的機能を維持し、発揮し、食料自給率の向上と食料安全保障の確立、強い農林水産業をつくり上げるための事業である、このような答弁がありました。

また、農業者健康管理休養センターの管理について、今後の方向性はという問いに対し、農業者健康管理休養センターのように、農林水産省からの補助を受けて建てられた施設の利活用がはかばかしくないところが全国各地にあり、国としても利活用に対する改造に係る補助事業、また取り壊しも含めた補助事業等を現在新たに検討されている。葛城市も国に打診をしており、今後どのような国の補助事業が示されるのかは未定だが、より有利な補助事業により利活用するのか、また取り壊すのかを検討してまいりたいという答弁がありました。

次に、土木費では、道路新設改良費の中の工事請負費で、新設される道路工事についての流れ、優先順位などの考え方はという問いに対し、主に路線的に道路改良や舗装改良の工事を行うものであり、大字からの要望、また職員が週1回道路パトロールを実施し、必要改良箇所などを把握した上で内部協議を行い、優先順位などを決定している。平成26年度は21カ大字28路線を計画しているという答弁がありました。

また、都市計画総務費の都市計画基礎調査業務委託料について、都市計画の線引きの見直しに向けてのものかと思われるが、いつ頃予定かという問いに対し、都市計画法では都道府県はおおむね5年毎に基礎調査を行うべきであるとされており、それに対して奈良県と同じく葛城市も平成26年度に36項目程度の基礎調査を行い、平成27年度には県だけが整理解析を行い、平成28年度以降において線引きの見直し等、葛城市として必要であればその時点で委託をして、線引きの見直しをしていく予定である、このような答弁がありました。

次に、消防費では、災害対策費の備品購入費について、内容と現在備品としてどんな種類のものがあるのか、何人分備えているのかという問いに対し、今回の備品購入については県の避難所機能緊急強化事業の補助を受け、市内44カ大字にそれぞれ支給をする防災用品として、インバーター発電機、投光器、コードリール、ガソリン携行缶などの購入費用を予算計上させていただいている。また、非常食料として、市の防災倉庫に1万人分のアルファ化米、けんちん汁、乾パンなどを備蓄しており、飲料水についても1人1リットルとして、2リットルボトル5,000本で1万人分を計画貯蔵している。救助資機材については人数計算によらず、それぞれの倉庫に適切に配置をしている、このような答弁がありました。

また、既存木造住宅耐震診断事業委託料並びに耐震改修工事補助金に係る事業の実績及び達成度はという問いに対し、耐震診断は平成18年度から行っており、現在までに計106件が行っている。年度別の件数は平成18年度が23件、平成19年度が36件、平成20年度が11件、平成21年度が10件、平成22年度が6件、平成23年度が10件、平成24年度が2件、平成25年度が8件である。耐震改修工事は平成21年度から行われて、平成21年度に2件、平成22年度から

平成24年度までの各年度において1件、平成25年度に2件行われた。なお、ともに件数が少なかった平成24年度の結果を受けて、平成25年度は広報誌や放送で制度の通知を行ったことにより、件数が増加したと思われるという答弁がありました。

次に、教育費では、市内幼稚園や小中学校に英語講師を派遣しているが、その授業時間数と成果はという問いに対し、子どもたちに英語嫌いにならず、英語への興味関心を高めてもらうべく、合併の翌年より英語教育への取り組みを開始した。小学校では4年生以下の生徒に2週間に1回、高学年の生徒に年間35時間程度、外国人教師、不在時には日本人教師による授業を行っている。中学校では各学校に1名ずつ配置された外国人教師が、日本人教師と相談しながらスピーキング、ヒアリング等の授業を、幼稚園では年間30時間弱、4歳児、5歳児を対象とした授業がそれぞれ行われており、その結果、子どもたちは英語を聞くことに慣れ、かなり好きになってくれていると認識をいたしておりますという答弁がありました。

また、孝女伊麻旧跡は本市の観光スポットという位置づけがなされているが、むしろ孝女伊麻の精神を、子どもたちの道德教育の中で、教材や模範の1つとして生かしてほしいと考えるがという問いに対し、中学生に配付しております郷土読本において、孝女伊麻について取り上げ、紹介しているほか、小学校には磐城小学校を中心に、ほか地域の小学校でも伊麻さんの生き方についてふれ、学ぶ取り組みを行っている。また、今年または来年4月に配付予定の、現在文部科学省において試作されている準教科書と組み合わせながら、孝女伊麻の話を教材の中に取り入れていきたいと考えるという答弁がありました。

次に、歳入では、法人市民税の税収が落ち込み、固定資産税の償却資産もかなり落ち込んでいる中、税の増収につながる工場誘致についてどのように考えるかという問いに対し、工場誘致については、企業に対していろいろとコンタクトをとらせていただいている中、問い合わせなども幾つかいただいているが、立地条件や企業の思惑もあり、成約までにはなかなか至っていない。その中で、1社でも来てもらえるようにできるだけ努力をしながら、それとあわせて、現在市内にある企業が市外に出ていかないようにする努力もしていかなければならないと思っているという答弁がありました。

次に、総括質疑では、合併してから10年目を迎え、普通交付税については平成27年度から5年間で段階的に減額され、平成32年には一本算定となり、約5億円の減額が見込まれる中、合併算定替えの見直しについて、国においても議論をされているが、現在どのような状況になっているのかという問いに対し、平成の大合併により合併して10年を迎える団体が平成26年度からふえてくる状況の中、合併算定替えについても国会で大きく取り上げられているように、見直しをするという方針がある程度示された。それによると、面積や人口密度、支所数などをベースに算定するというもので、本市にとって従来からの合併算定替えが一本算定になることは、若干よくなるがそれほど有利にならないという内容であった。総務省によると、4月末から5月にかけて、補正係数等の数字も含めた、より具体的な方針を示すということであるので、示された数字をもとに議論となり、また本市と類似する自治体とも協力しながら国への陳情を続けてまいりたい、このような答弁がありました。

賛成と反対の討論があり、採決の結果、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決定い

たしました。

次に、議第13号、平成26年度葛城市国民健康保険特別会計予算の議決についてであります。

質疑では、国民健康保険税の滞納繰越分における徴収手段はという問いに対し、国民健康保険税の納期限より20日以降に督促状を発送し、未納者には11月及び3月に催告書を発送している。さらに部課長などを構成とした特別滞納整理として、5月及び12月に未納者宅を訪問し、徴収を促している。そして、督促、勧告、訪問によってもなお納付いただけないときには、来庁願いの文書を送付し、その後2週間を経過しても来庁いただけない場合は、差し押さえ予告書を送付し、これらの手順を踏まえ、最終的には差し押さえを行う、このような答弁がありました。

また、出産育児一時金の予算計上についての積算根拠はという問いに対し、出産育児一時金については1件当たり42万円で、毎年件数は増減しており、平成25年度の決算見込みはこれまでの7カ月分の実績などから60件分で2,520万円見込んでいる。平成26年度はこの金額に対し、過去の状況から17%上乗せをした71件分、2,982万円を計上したという答弁がありました。

賛成と反対の討論があり、採決の結果、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

次に、議第14号、平成26年度葛城市介護保険特別会計予算の議決についてであります。

質疑では、平成26年度は第5期介護保険事業計画の最終年度に当たるが、給付費の予算編成に当たってはどのような見通しを持って計上したのかという問いに対し、給付費については、平成25年12月に予算の増額補正をお願いしたときに、第5期介護保険事業計画の計画値を大きく上回る状況であったことなどもあり、まず直近の実績をもとにして、平成25年度の決算見込みを算出した上で、その金額に2%の伸びを見込んで積算し、新年度予算として計上しましたという答弁がありました。

また、認定調査費等の臨時雇用賃金について、平成25年度より増額になっているが、その内容は、また、地域包括支援センターにおける現在の職員配置の状況はという問いに対し、臨時雇用賃金については、介護認定申請の窓口受付業務と、産休職員の補充のために事務職員として2名、介護認定調査員として3名、合計の5名分を計上し、平成25年度と比較して、介護認定調査員1名分を増額している。地域包括支援センターの職員配置の状況については、現在のところ、職員が4名、ケアマネージャーは非常勤職員が5名である。平成26年度予算では、ケアマネージャー5名のうち、2名を嘱託員として計上しているという答弁がありました。

賛成と反対の討論があり、採決の結果、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第15号、平成26年度葛城市下水道事業特別会計予算の議決についてであります。

質疑では、下水道改造の助成件数の推移及び傾向について、また下水道使用料の推移はという問いに対し、助成金については平成22年度で70件、平成23年度で46件、平成24年度で36件、平成25年度では、平成26年1月末現在で3件の助成を行っている。本事業は供用開始後

3年以内に改造されたものを対象としており、市内全域でおおむね下水道が普及した現在では、対象数の減少とともに助成の件数が大幅に減少している。使用料については、平成22年度が4億4,157万5,290円、平成23年度が4億1,509万8,570円、平成24年度が3億7,967万7,130円、平成25年度の見込みが約3億6,231万円であるという答弁がありました。

この答弁に対し、下水道使用料が減少傾向にあるが、水洗化率を上げる対策はという問いに対し、大口利用者の経営不振により、使用量が平成23年度50万トンから、本年度3万トンに激減したことなどから使用料が減少したと思われるが、他の大口利用者の工場の接続により使用量の増加や、市内の家屋数が平成24年度から平成25年度にかけて約500戸ふえたことにより、来年度は使用料の増額が見込まれる。また、今後は一般会計から毎年10億円繰り入れていることも加味し、健全な財政運営とともに、更に接続戸数をふやしていく努力をいたしたいという答弁がありました。

討論はなく、採決の結果、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第16号、平成26年度葛城市学校給食特別会計予算の議決についてであります。

質疑では、給食センター建設に係る総事業費の見込み額はという問いに対し、東日本大震災による人件費や資材費の高騰、本年4月から消費税の増税などの影響を考慮し、実施設計においては十分な見直しを行った結果、当初の14億8,000万円より約2億4,000万円ふえる見込みである。増額分の内訳は、コージェネレーションシステム導入による費用が5,000万円、敷地造成費が1億3,000万円、人件費や資材費の高騰分が2,000万円、消費税増税分が4,000万円である。また、本事業の敷地造成費の財源には、地域の元気臨時交付金1億1,000万円を充てるという答弁がありました。

また、学校給食として提供される食材に対して、農家が市場への出荷時に提出する栽培履歴と類似したものにより、安全確認をしているのかという問いに対し、米は全て学校給食会から、野菜は仕入れ業者からそれぞれ購入しており、現在そのような栽培履歴の確認は行われていないが、今後、おいしくて安心して安全な給食を提供することも考え、検査体制などについても研究し、専門家等の知恵を拝借しながら、よりよい体制づくりに努めてまいりたい、このような答弁がありました。

討論はなく、採決の結果、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第17号、平成26年度葛城市住宅新築資金等貸付金特別会計予算の議決についてであります。

質疑、討論はなく、採決の結果、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第18号、平成26年度葛城市霊苑事業特別会計予算の議決についてであります。

質疑では、歳入の霊苑管理料と滞納額と霊苑整備基金繰入金の内訳について教えてほしいという問いに対し、現在の霊苑管理料の滞納額については、過年度分及び現年度分を合計して、31人分で46万9,350円となっている。内訳としては、過年度分の滞納額は16人分で30万8,700円、また現年度分の滞納額は15人分で16万650円となっている。霊苑整備基金繰入金については、墓地の返還に伴う償還金に関するもので、今年度は総額194万4,000円の繰り入れ

を予定している。その内訳は、A区画が2件で32万4,000円、B区画が4件で108万円、C区画が1件で54万円の合計7件分であるという答弁がありました。

討論はなく、採決の結果、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第19号、平成26年度葛城市・広陵町介護認定審査会特別会計予算の議決についてであります。

質疑、討論はなく、採決の結果、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第20号、平成26年度葛城市後期高齢者医療保険特別会計予算の議決についてであります。

質疑では、後期高齢者医療保険分について、平成26年度は2年に1度の保険料見直しの年だが、年間の保険料はどれぐらいになるのかという問いに対し、後期高齢者医療保険は制度の安定した運営のため、保険料率を医療給付費などに要する費用の見込み額等に照らして、2年ごとに見直すことになっている。今回の見直しについては、幾つかの諸係数をもって算出、算定した結果、所得割額については8.1%から8.57%に、均等割額については4万4,200円から4万4,700円に、賦課限度額については55万円から57万円とし、1人当たりの平均保険料は6万9,961円から7万1,554円となり、1,593円ふえることになる。また、今回の見直しに対し、的確な保険財政運営に努力することで生じた剰余金を保険料を抑える原資に充当し、また財政安定化基金の活用、さらには県及び市町村から、財政支援といった保険料率の上昇をできるだけ抑制するための措置がなされたという答弁がありました。

賛成と反対の討論があり、採決の結果、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

最後に、議第21号、平成26年度葛城市水道事業会計予算の議決についてであります。

質疑では、みなし償却の廃止により、償却しなければならない建物、建築物等の累計はという問いに対し、建築物が344件で15億8,278万1,830円、機械、装置が8件で3,976万8,070円、建物2件で960万6,602円、合計354件で16億3,215万6,502円である。そして、平成26年度予算においては、建物分で25万円、構築物分で3,540万円、機械、装置分で205万円の、合計3,770万円の減価償却費となっているという答弁がありました。

また、老朽化した配水管の入れかえのめどはついているのかという問いに対し、法定耐久年数は40年とされているが、漏水対策として適宜入れかえを行い、水圧不足となっている箇所についても、地元の市民の声を聞きながら、管理者と協議の上、敷設替えをさせていただきたい。また、平成24年度末時点で総延長227キロメートルのうち、塩化ビニル管が111キロメートル、ダクタイル鋳鉄管が92キロメートル、鋳鉄管が17キロメートル、鋼管が3キロメートルあり、うち、石綿管が約598.8メートル残存しており、平成26年度において早急に対応したいという答弁がありました。

討論はなく、採決の結果、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

以上でございますが、4日間、延べ25時間強の時間をかけて慎重に審査をさせていただきました。今申し上げた報告以外にも、多くの委員から活発な質疑がなされ、数多くの意見、要望が出されたことを申し添えまして、当委員会からの報告といたします。

以上でございます。

西川議長 以上で予算特別委員長の報告は終わりました。

これより委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

西川議長 質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

なお、午前中にも申し上げましたが、議第12号議案に対する修正の動議として、お手元に配付の修正案が提出されておりますので、ここで提出者の説明を求めます。

10番、吉村優子君。

吉村議員 ただいま上程の議第12号、平成26年度葛城市一般会計予算に対する修正の動議について、地方自治法第115条の3及び葛城市会議規則第17条の規定により、修正案を提出いたします。

修正案としましては、歳出、第1款議会費、第1項議会費において、工事請負費1,180万円を減額、また第2款総務費、第1項総務管理費における嘱託員報酬2,763万4,000円、さらに第6款土木費、第2項道路橋りょう費3億2,200万円を減額し、予備費に措置するものがあります。

では次に、本議案の修正動議部分についての提案理由を述べさせていただきます。

まず、工事請負費1,180万円につきましては、庁舎5階議会棟の改修の予算であります。各施設等、命にかかわる耐震改修も終えていない中で、今議会が率先して約1,000万円をかけて改修すべきではなく、市民に直接かかわる事業を優先すべきであると考えます。

また、一般管理費2,763万4,000円におきましては、宿日直を新規採用の嘱託職員12名に委ねるとするものでありますが、従来どおり職員が宿日直を受け持つことにより、その際の対応や経験が職員の識見を更に高めるものであり、何よりも嘱託職員を新たに採用することによる人件費の大幅な増加が問題であります。

さらに、土木費3億2,200万円につきましては、新道の駅事業についてです。この件に関しましては、昨年12月定例会におきまして建設の凍結決議案を提出いたしましたとおり、計画が明確に定まっていない中で、市民の理解が得られていない状況であります。

以上が修正動議提出の理由であります。議員の皆さん方のご理解、ご賛同を賜りますようによろしくお願いいたします。

西川議長 これより、議第12号議案の修正案に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

7番、朝岡君。

朝岡議員 ただいま修正動議が出されました。先ほど私が予算特別委員会のさまざま、結果報告をさせていただいて、この一般会計予算については賛成多数で可決をしたという報告をさせていただきました。それに伴って今、吉村議員の方から所定の手続を含めてこの動議がなされたわけでございます。前置きは別として、早速この件について少し質疑をさせていただきたい、このように思います。

そもそも、ちょっと私、不審に思うのは、先ほど朝の一般会計の平成25年度の補正予算で、

この地域活性化事業、いわゆる道の駅の、本来、平成25年度で執行すべき、いわゆる造成工事や用地の購入費等々、平成26年度に繰越明許するという補正予算が、赤井総務建設委員長の委員長報告の後、全会一致で可決をされた。

まず、確認をさせていただきたいのは、先ほど提案者も提案理由の中にもふれられましたように、12月議会ではこの提案者並びに賛成者の方々が、決議としていわゆる凍結を求める決議を出されたという中で、その内容については先ほど少しふれられましたけども、経営方針であるとか、財源の観点とか、2つある道の駅をつくる必要性とか、市民の声が反映されていないとか、いろいろとその理由は決議の中でさまざま問題点をご指摘されましたけども、今先ほど私が申し上げたように、平成25年度の補正予算で、道の駅の建設に伴う事業費というのは、おおむね6億円ほど増額補正も含めて計上されていることについて、これをいわゆる全会一致で議決をされた。議会が審査をして、議会がそれを、いわゆる皆さん方もそれを容認されたということは、やはり今決議をされていた今までの中の、全ての心配な点を払拭されて、これについては、やはり建設をしていこうという、やはり思いであるからこそ、一般会計の、先ほど午前中に議決をされたことについてご反対もされずに、全会一致でいわゆる可決をして、承認をされたということ、もう一度先に確認をさせていただきたい。

もう1つは、この修正動議については、これはいわゆる予算に対しての減額ということですから、会議規則には、このような場合については原案の提出者、いわゆる理事者にその質疑ができると定められていますので、あわせて今、平成26年度の、今一般会計予算の中に含まれている、今ご説明があった土木費の道路橋りょう費を3億2,200万円、これ全て減額をされるということをご提案されているわけですけども、そういうことは理屈に合わないんですけども、平成26年度は計上されている費用はあかんとおっしゃっていることについて、もしそれであれば、これは理事者に聞かせていただきたいんですけども、どのような影響が出るのかということをお聞かせさせていただきたい。

まずは提案者の、先ほど私が申し上げました、平成25年度の繰越した道の駅事業については進めてくださいということは、もう今までさまざまご心配されていたことを払拭されて、この事業は平成25年度で積み残したことについては進めてくれ、それはオーケーですよということを、いわゆる先ほど議決をしていただきましたので、安心をいたしておりましたけども、私も、その辺のところもまずはお聞かせをいただいて、あわせて理事者のご答弁をお願いしたい、このように思います。

西川議長 10番、吉村君。

吉村議員 いろいろご意見いただきましたけれども、私たちが12月議会で凍結決議案を出したものは、全て払拭されたものでもありません。特に、岡本議員の一般質問の中でも、西の盛り土で4万9,900平方メートルも一緒にして公園用地としてするということもありまして、別に払拭したわけではありませんけれども、補正予算としては反対することもないだろうという思いでさせていただいています。

西川議長 矢間都市整備部長。

矢間都市整備部長 都市整備部の矢間でございます。

朝岡議員の、地域活性化事業費を減額することによる影響についてでございます。

平成26年度に予定している用地買収や、工事等が実施できないため、完成年度がおくることが容易に想定されます。また、地域活性化事業の財源は、一般財源だけでなく、国の交付金や起債となっております。この国の社会資本整備総合交付金は、昨年要望し、来月には交付金の内示額が示され、事業を進めていく予定となっております。

なお、交付金額は例年ほぼ要望額が交付されております。予算修正案のとおりとするならば、国または県との関係において市の信頼を損なうことは明白であり、今後の補助事業、交付金事業にも影響が出るなどのデメリットが想定されます。

以上です。

西川議長 7番、朝岡君。

朝岡議員 今、提出者並びに理事者の方からご答弁をいただきました。

補正予算やから、反対すべきでないだろうというご意見をおっしゃいましたけど、もう一度確認したいんですけども、この一般会計の平成25年度の道路橋りょう費の中で、地域活性化事業は、補正前で、補正額が1億4,100万円、これが補正をされていまして、そのうち今矢間部長がおっしゃった、国の有利な補助事業ということで、そのうちの7,750万円、これが国から一応補助金として、そういう財源の裏づけをちゃんとされたものが、本来、平成25年度で執行すべきものだったんでしょうけども、さまざまな理由の中で、工事の請負費や用地の購入費、また補償金等々が、この年度でそれを執行するというに合わせて、今、提案者ご指摘の3億3,000万円程度の、平成26年度としての執行予定の地域活性化事業費が、あわせてこの年度で順調にいろいろな用途に使われていくんだらうと、こういう、普通は理解をするわけですし、行政というのは事業を進める方。その事業を、執行状況も含めて、議会としてはそれをしっかりチェックをして、それでその議会の立場をしっかりと、市民の声を代表して、皆さんがおっしゃるように、行政に届けていくと、こういう役目がらだと私は思っていますけども、片方です、片方で平成26年度にやりますねと言わはったことは、それはそれで結構でございますと。で、片方でいよいよ平成26年度でやろうとしている道の駅については、今の部長がご答弁されたように、こういうようなことになると、今ご説明があったように、いわゆる国・県との関係が信頼を失うことになるという、何かなかなか理解がしがたい内容のことを今ご提案されているということで、今もう一度お聞きしますが、補正予算は反対すべきものではないということについて、中身は同じ地域活性化の道の駅をやっいていこうという、いわゆる、それだけではもちろんないですよ、それだけではないですが、そのうちの繰越しをされたそのうちの金額は十分含まれていることに対して、もしくは今、理事者をご答弁をされた、そういうことになると、やはり補助事業をして、また有利な起債を発行して、こういうことを進めていこうということに対して、片方では認めるし、片方では認めないというこの、同じ事業について、提案者の考え方というのをもう一度お聞かせ願いたいと思います。

西川議長 10番、吉村君。

吉村議員 先ほどちょっと言葉足らずでしたけれども、これは補正予算案に対しましては、この道の

駅の部分だけではないということです。そこを確認したいと思います。ですから、国鉄・坊城線も全て含まれていますので、これを全て反対することは、全てに執行を反対するということになりますので、私はあえて反対すべきではないというふうに答えました。

西川議長 7番、朝岡君。

朝岡議員 私、理解があまりできないんですけども。

だから、もちろん私が申し上げたように、もちろん地域活性化事業だけの金額が全て繰越しされているわけじゃなく、先ほど私が申し上げましたように、行政側はこの予算に対してしっかり執行するべきだと。それに対して、さまざま、議会はそれぞれの費目に対してチェックを入れて、それでおおむねこれについては全て議会として了解するから、初めてそれに対して賛否を問うわけでございますので、これだけはいわゆる認められへんから、しかし全体の事業は認めないかんのでのということ、どうも私はちょっと理解ができないと思うんですけどね。それは反対の理由の1つになるかもわかりませんが、賛成の理由には当たらないと、私はそのように思いますけども、3回目でございますので、この後もいろいろとご質疑があろうかと思うので、時間もそんなにたくさんとっても申しわけありませんが、いざにいたしましても、やはり先ほど来申し上げますように、やはりこの補助金との関係を、十分提案者もご理解をいただいていると思っておりますが、本動議の組み替えということとありますと、先ほど来、平成25年度のさまざまな経費については認めるが、平成26年度、この平成25年度ともに、それ以上の道の駅を進めるがためのさまざまな費目については、国の補助金や市債についても、活用された財源の中で有利な使用用途として財源を確保し、なおかつさまざまな地域活性化事業を進めようという費用については減額をされるという、やはり余り理屈に合わないといえますか、そういうことに対しては、やはり修正をするということについては、私としては理解ができないということを申し添えて、私の質疑は終わっておきたいと思います。

以上でございます。

西川議長 他に質疑はありませんか。

13番、下村君。

下村議員 予備費について、修正案の中の12款予備費ということで、修正で3億6,643万4,000円という予備費にされています。

私も少し調べたんですけども、調べた中では、ちょっと朗読させていただきたいんですけども、国及び地方公共団体は補正予算案を編成し、議会の議決を得て補正予算として支出することとなるが、軽微な、軽微という字は、軽いに微妙な微ですね、軽微な補正についてまで議会を招集し、補正予算案を審議することは議会運営上、行政運営上非効率であることから、当初予算において使途を限定しない予備費を計上し、軽微な補正についてはこれをもって対処することとしているということで、予備費というのは本当に何かちょっとした、これはちょっと予備費使うとこうかなという予算どりであります。

そこに対して、初めの、この予算、今年の予算では500万円、昨年度も調べますと500万円、これは予備費として計上されております。そこへ3億円からの増の3億6,600万円の予備費

に、この修正案を見ているとされています。これはもう本当に、ここへただ移しただけという、そういうふうには私にとれるんですけども、こんな3億何ぼも予備費にとってどういう使い方をするのか、全く私には理解できないということで、まずそれを提出者にお聞きしたいと思います。

西川議長 10番、吉村君。

吉村議員 私は修正案を出して、賛同いただいて修正していただくつもりでもちろん出しているわけですけども、この中で、一番職員の人に迷惑のかからないやり方をやらせていただいています。

今、とりあえず予備費にしていますけれども、これ、確定しましたら、6月補正でちゃんと処理していただければいいというふうに思いますし、今のところこれが一番の、細かく分けていって予算案をいらいますと、すごく日数がかかります。そうしますと、早く執行しなければならぬ分までおくらせてしまいますので、一番期間が短いであろうというやり方で提出させていただいています。

西川議長 13番、下村君。

下村議員 そういう説明を理屈のように述べてもらいましたけども、そういう今の提出者が述べられたことは一切ここに書いてございません。だから、これはこの提出された予備費を見ますと、どう考えてもこの3億6,600万円、何の予備費に使うのであるかということは、これを見ても全く分からない状態で提出されております。そういうただ横滑りに、数字合わせのためにこちらへ持ってきているということはもう明らかであると思うので、私はこれにはどうも不信を感じるというところでございます。

今返答では、6月に補正でこの予備費を、多分減額するようなことを言われていますけれども、それは何も今提案もしていないし、6月にならないと全くわからない状態なので、今現在提出された、この案は全く私には道理に合わないということで、再度、6月はそれちょっと置いて、今現在どう思われているのか聞きたいですね。

西川議長 10番、吉村君。

吉村議員 これ、さわるとなると、やっぱり歳入も歳出の方も細かく本当にさわらないといけないわけですよ。これ、一々説明しなくても、質疑のときにそういうふうに質問していただいたらこういうふうに答えますので、だから先ほどから言っていますように、一番組み替えるのに迷惑のかからないやり方でさせていただいているということです。

西川議長 13番、下村君。

下村議員 これで最後ということなんですけれども、一番最後に言いましたように、予備費というのは本当に微妙な、臨時議会を開くほどでもないという、そういう予算どりでありますから、そこに3億円からというのはもう、どうしても私は納得できないということを最後に述べまして、質問ですけども、終わっておきたいと思います。

西川議長 他に質疑はありませんか。

11番、阿古君。

阿古議員 まず、議会の方で減額の予算修正を出された、そのことについては、多分幾つかの方法が

あったと思います。提案者は予備費の削減ということをおっしゃったんですけども、議会としての減額修正の方向としては、出の部分で減額すべき項目を予備費に振るという方法が1つ、それと、入の方で減額金額を基金費から減額するという方法が1つ、議会の方は予算の執行権というのがありませんので、ですから、予算計上についてのそういう細かな提案はできないという部分で、そういう簡易的な方法が地方自治法で認められております。

なぜその項の減額金額を予備費の増額金額という方法で出されたのかというのが、多分、先ほどおっしゃったと思うんですけども、その辺の理解がちょっとまだ完全にできていませんので、再度その辺をお聞きしたいと思います。

西川議長 10番、吉村君。

吉村議員 今阿古議員が言われた方法は、ほかの市町村で実際にされている方法です。どちらの方法も、私は一番簡単な方法、先ほどから何遍も言いますが、一番予算をさわらなくていい、とりあえずはさわらなくていい方法でさせていただいたということですけど、理解していただけないでしょうか。

西川議長 11番、阿古君。

阿古議員 再度確認したいんですけども、平成25年度一般会計の補正予算の採決において、賛成の立場をとられたということで、今回の平成26年度の本予算について、修正議案を出されるについてのバランスの話が出ておりましたけども、私はその委員会の席では、実は賛成討論をさせていただいております。そういう立場から言いますと、地域活性化事業新道の駅の事業については、予算執行を慎重にさせていただくことを強く求めという部分で、賛成の討論をさせていただいたんですけども、平成25年3月の議会の補正予算というのは、最終の予算なんです、補正の予算です。ですから、非常に行政にとっては帳尻を合わすべき、一番最終の予算になりますので、予算執行については非常にやはり慎重にあるべきやという意趣もあったんですけども、その中で、いろんな議論が実はなされているんですね。本来JRの坊城の方の予算が、国からついてきた予算を、急遽新道の駅の土地の購入の不足額に充てるべく振り替えているとか、いろんな問題が出てきております。それを飲み込んだ中で、予算執行を慎重にするべきだという意見をつけて、賛成という立場をとりましたけども、議員の場合はその議論の中でどう感じられて、今回補正予算と今回の本予算にこの修正議案を出されたという、その意見ですね。どういうつもりで出されたのかを、再度確認したいと思います。

西川議長 10番、吉村君。

吉村議員 そもそも根底にありますのは、私は保守の議員として、本予算というのは、当初予算は反対に回るべきではないというふうに思っていますけれども、議員の役割として、提出されました議案書については、市民の皆さんからお預かりしている大事な税金がどのように使われているかということをチェックする、それが大きな役割だというふうに思っていました。

その中で、この3点につきましては、やはり理解に苦しむという意味で出させてもらっています。この補正予算につきましても同じ気持ちで、国鉄・坊城線の国からの1号補正は別として、かなりの繰越しがあったわけですけども、その中でいろいろと議論させていただ

いて、やっぱり国鉄・坊城線も進めていかなければならない、その中で、地域活性化の方に回しているというのがありますけど、それも含めて、私はこれは反対すべきではないという思いでさせていただいたわけですがそれでも。

西川議長 11番、阿古君。

阿古議員 お気持ちはわかりました。議員としては、非常に複雑な心境の中で、いろんなことを選択されたんやろうと思います。厳密に言いますと、じゃそれに関する部分の議案は全て反対しないといけないのかという話になりますと、必ずしもそれだけではない、無駄な混乱を招くこともあり得る、その中で、一番大切な部分で意思をはっきりと示されたという意味やと私は感じております。私もその意思を感じ、提出者の賛同者として名前を連ねさせていただきました、ということ述べまして、終わりたいと思います。

西川議長 他に質疑はありませんか。

12番、赤井君。

赤井議員 私は5階改装のための工事請負の内容、そして、その効果及び予算計上された経緯について、理事者より説明を求めたいと思います。

西川議長 局長。

寺田事務局長 失礼します。議会事務局の寺田です。よろしく申し上げます。赤井議員のご質問にお答えします。

工事請負費の内容につきましては、常任委員会の構成変更などにより、委員会室が手狭になったことから、第1委員会室を拡張するため、ほとんど使用していない和室を第1委員会室として拡張し、使用するものであります。これにより、今までのほかの会議室を利用せざるを得なかった議会全員協議会など、大人数での会議の開催も可能となります。また、傍聴者席をより多く確保できます。また、現在の図書室を理事者控室専用とし、議員控室の一部に新たな図書室を設置し、ノートパソコン、カラーコピー機などの備品をそろえ、議員活動のより一層の充実を図っていただけます。そのほかにも応接室、正副議長室などの天井や壁のクロスの張りかえ、床のクリーニングを予定しております。以上の内容にて理事者の予算査定を受け、承認を得まして1,180万円の予算計上となりました。

なお、本件につきましては議会運営協議会を1回、また議会全員協議会を2回開催していただき、工事内容について説明申し上げました。そこで、議員各位から意見を拝聴した結果を踏まえ、張りかえる天井や壁のクロスの価格等を見直した結果、予算計上されている1,180万円から250万円を減額し、約930万円で事業を執行する見込みであります。

以上でございます。

西川議長 12番、赤井君。

赤井議員 私もその中で、一応減額してほしい中身として要望しました件に関しましては、ある程度私の思惑どおりというのか、改装しなくていい場所ができ上がったと考えております。これに対しては、私も非常に自分としては納得しております。

また吉村議員申し上げます。今回の修正案で、工事請負費1,180万円だけ減額ということに対しての説明を求めたいと思います。

西川議長 10番、吉村君。

吉村議員 これは、壁を取り払ったとかいう話ですけれども、それは私は、3委員会が2委員会になって、理事者側も人数が多くなったから入れないという話ですけれども、どなたかが4階を利用するのもいいし、それからこの議場を利用してもいいという意見も出ていました。一応それでやってみて、だめならもう一度考え直してもいいのではないかと、いま一度立ちどまってもいいんじゃないかという思いもあります。議会に関することは、やはり市民に関することよりも最後にすべきだというふうな思いで、こういうふうな案を出させていただいています。

西川議長 12番、赤井君。

赤井議員 平成26年度の予算案に新庄庁舎の5階改装工事関連として1,256万9,000円と記載されている内容は、工事請負契約以外、備品として、備品購入費等の事務経費、総額76万9,000円が計上されております。

今回、理事者の答弁にありましたように、議員各位の意見により、見直した工事請負費は約930万円で執行されます。その結果において、改善された事務所と一体として検討され、使用されます。事務経費だけを残して、工事請負費のみをゼロにするとした修正案には、私としては納得できません。

市民に説明を、私としてはなかなかできないと、かように思っております。

西川議長 他に質疑はありませんか。

8番、西井君。

西井議員 若干の質疑をさせていただきたいと思います。

まずお伺いしたいのは、主に修正で2億4,491万円、この地域活性化事業、仮称道の駅について減額修正を出されているということで、まず1点は、昨年12月議会でも凍結という議案を出されたわけですが、本当のところ、凍結ないしはこのような減額とおっしゃるなら、いつまでの期間凍結するのか。やっていかないのか、いきたいのか、その辺は凍結という話で、我々全然見えにくいわけですが、その辺で議案を出されている中で、実際いつまで凍結しておいて、いつから道の駅にかかってもらったらいいと思われているかどうかをまず1点返答願いたいと。

それと、歳入歳出で議案が出ているわけですが、通常歳出だけでなく、減額修正というのには、まず議員必携の方で読ませていただきます。歳出予算の減額相当額を予備費に加えて、歳入歳出予算総額は原案のとおりとする修正が従来見られましたが、予備費の性格からして望ましい修正ではないと。議会本来のあり方からすれば、それに見合う歳入予算の減額を行うべきであるというふうに議員必携では書かれておるわけです。歳入の方の減額もなしに、そのままここに書かれている、望ましくない方法の中で予備費にされていると。

また、歳入の中で補助金、また起債というのがそのまま残っているわけですが、予備費で、極端に言えば、土木費の地域活性化事業、補助金もあるから使うてもいいのかという判断も、これ、この案だけやったらできるわけですから、どのように思われているか、もうちょっと体裁を、本来ならとってもらべきではないかなと思いますが、返答をお願い

します。

西川議長 10番、吉村君。

吉村議員 さっき後にありました歳入とか、予備費に関しても、先ほどお答えさせてもらっていますので。

それと、最初にご質問のあった、いつまで凍結するんですかという、凍結決議案は否決されていますから凍結はしていませんし、市民の皆さんが理解を得られるまで、私たちは進められないというふうに思っております。

西川議長 8番、西井君。

西井議員 先ほどの返答しましたとおっしゃる、私、先ほどの返答にお伺いできるように感じておりません。

それと、地域活性化事業の凍結は否決されました。そうしたら、これ、予算をそのまま減額するという事は、もう完全にやめたいとか、どのように思われているのかというのを、先ほどそれも含めて質問させてもらってんけど、現実にはこの修正案では道の駅は今年度、この修正が可決されたらできないわけです。いつまでできないのかという答弁は先ほども求めているわけですが、確たる答弁がないということで、どのように思われているのかははっきりと、いつまで凍結するとか、ないしは道の駅をせえへんねんとかいうのははっきりと言うてもうてええん違うかな。これ予算の中で修正出しておられるんやったら。

ちょっとその辺の答弁をお願いします。

西川議長 10番、吉村君。

吉村議員 昨年の凍結決議案のときも申しましたけれども、一度立ちどまって見直したらいかがですかと、財政も全部含めて、そういうふうに言っているわけですから。

西井議員 いつまで立ちどまる。

吉村議員 いや、だから、財政の方も示していただいて、一度立ちどまってと言っているわけですが、ご理解いただけないでしょうか。

西井議員 そんなの理解できない。

西川議長 3回目。

8番、西井君。

西井議員 わかっています。すいません。

今答弁聞かせてもらっていると、立ちどまってと言いながら、事業、はっきり言って、一遍可決している事業ですやん。それを途中で立ちどまると、ちょっとその辺、私の議論では理屈が合わないと思うわけでございます。

やはり事業で、予算の執行の中、用地費も含めて、昨年やったらもう買収は80%されているという事業を、立ちどまっているいろいろ見ながらというのは、何か私自身は、やはり何らかの形で既に使われた予算は、やはり目的の中で皆さん方の賛同の中で進めていったのならば、やはり早急に進めるべき話であり、立ちどまると、その立ちどまってみる期日を明記せんと、ちょっとおかしいから修正でとめとこうかと、これは何か理解できないわけでございます。

勝手なことを申し上げましたが、私はそういう面でどうも理解できないということで、質問を終わります。

西川議長 ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

西川議長 質疑ないようですので、議第12号議案の修正案に対する質疑を終結いたします。

ここで、暫時休憩をいたします。

休 憩 午後2時50分

再 開 午後3時00分

西川議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第12、議第12号議案について討論に入ります。

討論はありませんか。

12番、赤井君。

赤井議員 まず、予算の修正案の反対討論をさせていただきます。

本予算修正案につきましては、反対の立場から討論させていただきます。

そもそも予算編成に当たっては、必要となる諸経費の額と、その経費の裏づけとなる一般財源、特定財源の把握のもとに歳入歳出予算が編成されるものでありまして、本予算修正案につきましては、この予算編成の基本ともいえる点で欠如した予算案となっている。

特に、地域活性化事業の減額に当たっては、歳出での経費の減額はされてはいるものの、その財源となっている歳入面での国庫補助金、地方債の減額はなされておらず、予算としての体をなしているかといった面で、不完全なものであるのではないかと指摘しておきたいと思えます。

仮に体をなした予算修正案であったとしても、私としては今回削減されている議会委員会室の改善経費、宿日直の嘱託員対応経費、地域活性化事業の3事業案に係る経費の削減につきましては、断じて反対であるわけでございます。

議第12号、平成26年度葛城市一般会計予算につきまして、賛成の立場から討論させていただきます。

国や地方を取り巻く財政状況は依然厳しい中、合併10年という節目を迎えた葛城市の平成26年度一般会計予算額は170億7,000万円となったわけでございます。前年度、今年度と、新市建設計画事業を盛り込んだ大型予算額となっております。その中身でございますが、ハード面におきましては、新市建設計画事業として継続的に取り組まれております地域循環型社会形成推進事業、地域活性化事業、国鉄・坊城線整備事業、及び尺土駅前周辺整備事業などの事業に加えて、平成27年度から稼働に向けた給食センター建設事業に係る拠出金などが計上されているところであり、また、ソフト面におきましても、市民の将来を見据えた積極的な予算が多々計上されていると見受けられるものであります。

主なものとしたしましては、総務費においては、庁舎を初め多くの施設の維持管理等、これからの本市にとって最適な運用方法を模索していくための現状把握調査事業として公共施設劣化度調査等業務委託事業、防犯に対する先進的な活動を行っている団体に対する支援と

して地域防犯重点モデル地区支援事業。民生費においては、入院と歯科医療分に限っていた対象医療費を全て保険医療にし、小学校卒業時までとなっていた対象年齢を中学校卒業までに拡充を行う小児医療費扶助。衛生費においては、住宅用太陽光発電システム、家庭用燃料電池コージェネレーションシステムを設置された場合に助成を行う新エネルギー等設置補助事業。農林商工費においては、観光の振興を図るべく、竹内街道・横大路1400年活性化プロジェクト事業の一環として街道をつなぎ、地域を盛り上げる緑の一里塚設置事業。消防においては、有事の際に備え、各大字の一時避難所に発電機や投光器等、避難所の安全性の向上に資する機能強化の備品を整備する、避難所機能緊急強化事業。教育費においては、市内の2小学校の5年生を対象に、日本サッカー協会よりアスリートを招いてJFAこころのプロジェクト「夢の教室」事業。また、前年度よりの継続事業として、サテライト市役所も引き続き設置されるなど、山下市長が2期目の公約で掲げられた、新ビジョンに係る経費が着実に盛り込まれ、その上、本市として祝福すべき合併10周年を機に、葛城市を日本一のまちにするための更なる意気込みが読みとれる予算編成に対して、大いに評価できるところでございます。

事業の執行に当たりましては、山下市長以下、職員の皆さんが一丸となられて事業の目的達成のために全力を尽くしていただくのはもちろんの事、議会とも必ず協議を重ねていただき、堅実に実行していただくことを要望いたします。

なお、動議として修正予算案が提出されておりますが、強く反対をすることを表明し、原案に賛成することで私の討論といたします。

西川議長 ほかに討論はありませんか。

6番、岡本君。

岡本議員 私は、議第12号、平成26年度葛城市一般会計予算に対する修正案につきまして、賛成の立場で討論を行いたいと思います。

まず、1款議会費、15節工事請負費についてであります。この新庄庁舎につきましては、市民から庁舎の建替えという強い要望がありまして、建築につきましては昭和60年、昭和61年度の継続事業として、建築延べ面積約5,000平方メートル、建築費用約15億円で建築されたということで記憶をいたしておるわけございまして、当時は少しぜいたくな建物であったかもしれません。当時の町長は、自分の住む家は雨漏りさえしなかつたらよいです、ぜいたくはしない考え方ですと、こういう趣旨で何度も口にしておられたことを思い出しておるわけでございます。しかし、建築するときは思い切ったやり方で実行する、また、使用する者は建築に携わった者の身になって、丁寧に使用するということを口癖におっしゃっておられました。この建物につきましては、築27年たっておるわけでございますけれども、内壁、床等もさほど傷んでいるとは思われないようなことございまして、この際もう一度検討すべきではないかなというふうに思います。

次に、1款総務費、1目一般管理費、1節報償費であります。嘱託職員の報酬の中で、宿日直職員として支払われる金額が2,700万円程度計上されておるわけでございますけれども、平成25年度予算、3節の職員手当の細節の中で、宿日直手当864万8,000円が計上されてお

ました。平成26年度予算の差額2,000万円程度増額になる計算であるわけでございます。宿日直の場合には、まず考えるべくは、宿日直とは市民の利便性を重視すべきであると、私は思います。例えば死亡届、婚姻届、これは24時間対応であるわけでございまして、また火災時の消防団員、あるいは関係者に要請をかけることのサイレンの吹鳴、この仕事もあるわけでございます。

私は、この質問をしたときから、職員から大変苦情を受けておるわけでございます。しかし、職員には本当に気の毒だという思いはしますけれども、当分の間、市民に周知する期間も必要であるわけでございます。本年度から即実施、これはすべきでないというふうに思いますのと、また、市民の皆さんから税金を納付してもらっておるわけでございます。このこともよく検討しながら大切にに使わせていただく、この認識が一番大事であるというふうに私は考えております。

次に、6款土木費、2項道路橋りょう費、5目地域活性化事業、新道の駅の事業費であります。私は議員にならせてもらって以後、毎年事業の繰越しがされております。平成21年度の繰越額7億8,260万円、平成22年4億1,947万9,000円、平成23年5億4,065万1,000円、こういうふうに繰越しが続いておるわけでございます。平成24年度の繰越額22億3,620万5,000円、このうちの新道の駅だけをとりますと、年度末の事業予算5億6,450万3,000円、このうちの5億3,902万5,000円が繰越しをされておるわけでございます。

また、平成25年度予算の繰越額21億8,256万円、この道の駅の事業費だけをとりますと、年度末予算8億1,214万円、このうちの6億24万4,000円が、平成25年度が済んで繰越見込額ということであるわけでございます。平成24年、平成25年、予算額に対して大半が繰り越されておる、これが現状であるわけでございます。平成26年度予算の道の駅事業費3億4,649万1,000円、平成25年度の繰越見込額と平成26年度の当初予算額を合計しますと9億4,973万5,000円。この事業費を執行するということになるわけでございます。前年度事業費から見ても、当然執行できる金額ではないと私は思います。これを1年間で執行する場合、職員1人に対して2人、3人分の仕事をしないとこれできません。このような過度の仕事についてできるはずも、私はないというふうに思っております。

今回、私が一般質問をさせていただきました。明らかになった内容につきましては都市再生整備事業、通称まちづくり交付金事業等、計画されております。農畜産物の加工施設、農産物の直売所、観光物産販売施設等の建物を建てる場合であります。公園事業としての敷地、建蔽率が2%以内というふうになっておるわけでございまして、全体面積3万3,000平方メートル。そのうち、公園事業面積は約2万平方メートル余りの敷地になると思うんですが、これで2%以内で建物が建ちますかという質問をいたしました。返ってきた答えは、何と計画地西側の盛土敷地面積約4万9,900平方メートルを含めると建ちますよ、こういう答弁であったわけでございます。道の駅事業、まちづくり交付金事業あわせて敷地面積3万3,000平方メートル、事業費18億円、市民に今まで説明してきている経緯があるわけでございまして、私はこのときに、本当に市民に説明がつかますかということを再度質問いたしました。このような関係の中で、施設の規模とか運営計画、具体的に事業が決まっておらない状態で

あるわけでございます。このような状態で、本当に事業が完遂できるのか、疑問を抱かざるを得ません。

こういうようなことから、今回予算を修正して、私が常々言うていますように、まず繰越額を消化するということが最善であるというふうに私は言ってまいりました。先ほど矢間部長の質問者に対する回答の中で、歳入の問題で国・県に非常に迷惑をかけている、信頼が薄れるという話があったと思います。しかし、これだけ毎年毎年繰越しをして、本当に国・県に対して信頼があるのかどうかということを、私は聞きたいというぐらいに思っております。

ですから、毎年言うていますように、まず繰越額を先に執行して、1年でもいいから予算を休止してやってもらいたいというふうに、私は述べておきたいと思います。

以上です。

西川議長 ほかに討論はありませんか。

3番、川村君。

川村議員 平成26年度葛城市一般会計予算、原案については賛成の立場、及び予算修正案に対しては反対の立場から討論させていただきます。

まず、予算原案についての賛成であります。

議第12号、平成26年度葛城市一般会計予算につきまして、賛成の立場から討論させていただきます。

3月17日から3日間かけて審議させていただいた葛城市の平成26年度一般会計予算額は170億7,000万円、本市の未来を築くべき、積極的な予算が随所に見られるものであります。

特徴といたしましては、総務費を初め民生費、衛生費、教育費など、それぞれの費目において、山下市長が公約で掲げられた新ビジョンに係る予算が、バランスよく盛り込まれているところがございます。また、平成26年度は合併10周年という節目の年を迎えるに当たり、それに伴う記念式典等の予算も計上されているところであります。

限られた財源を有効に活用しながら、葛城市民の期待に添えていこうという前向きな姿勢は非常に感じ取れるわけでございますが、また、新市建設計画に基づく主要事業についての進捗は芳しくありません。また、平成25年度から繰越事業が本年度も多数見受けられるわけでございますが、どうすれば事業進捗に向けた課題が解決できるのか、どの角度から事業を見直さなければならないかの、そういったことをよく検証、協議をされて、山下市長を初め職員の皆さんが一丸となって、着実に執行していただくことを改めて要望するところでございます。これからの10年後、そして20年後の葛城市が市民にとって更に自慢できるすばらしいまちとなるよう期待をいたします。

なお、動議として修正予算案が提出されておりますが、強く反対をすることを表明し、原案に賛成することで私の討論といたします。

次に、予算修正案の反対についてであります。

宿日直業務の嘱託員対応経費について、市民サービスという観点からは、現状行っている宿日直業務と同様の内容で行うということで、そのサービスの低下はしないものと考えます。職員が輪番で宿日直業務を行うよりも、専任の嘱託員で行う方がさまざまな業務に精通する

ことにより、一層的確かつ迅速に対応が可能となり、市民サービスの向上につながるものと考えます。

また、職員の待遇面につきましては、宿日直業務から解放されることにより、本来の業務に専念できることから、市民サービスの向上につながるものとも考えます。職員が余暇の有効活用などによる心身のリフレッシュなどを図ることにより、職員がより一層職務に専念することにつながるとともに、心身ともに健康であれば、市民の皆様によりよいサービスを提供できるものと考えます。これらの観点と経費面を含め、総合的に考えましても、合理性があるものとして容認できるものであります。

次に、道の駅事業につきましては、平成21年度に開催されているタウンミーティング、また平成22年から平成23年にわたり開催されている市民ワーキング会議の中で、一般の市民の皆様の見解もいただきながら進めてこられた事業であります。これらの意見を十分にくみ取りながら、現在の道の駅設立準備会におきましては、官民一体で地域活性化を推進するために、協議を重ねていただいているところであります。

道の駅は、農業者の新しいマーケットとして、また商工業者の方にとっても、意欲ある方々のために身近にチャレンジできる場所として、いずれにおいても新しい担い手の確保を行える場所として、評価できるものであります。現在、農業者の方々にとっては、生産者の高齢化や担い手の不足といった問題に直面されており、こういった新しいマーケットの確保は、農業経営の拡大、生産意欲の向上につながることであります。特に酪農業界が低迷している今日においては、新しいマーケットの確保のほかに、六次産業化による消費の拡大にも大いに期待されるところであります。さらに、多くの雇用の創出にもつながるものであります。

一方、消費者にとって、身近にこのような施設を利用できることで、食育や地産地消の大切さを肌で感じられ、消費者と生産者の交流や、若者と高齢者の交流の場としても期待できるものであります。

現在、約80%も用地買収が進み、平成26年度からいよいよ造成工事に着手しようという段階になっています。平成25年度の繰越しはあるものの、それは残りの用地買収及び造成費などに必要な事業費であります。また、今回の平成26年度事業費に関しても、平成28年度の完成に向けた必要不可欠な予算となっており、今回の予算原案は適切なものであり、事業の後退となるような修正案に賛成できるものではありません。

今後の市の活性化のために、1日も早い完成に向け、引き続き事業を進めていただきたいと思います。と考えるわけでございます。

西川議長 ほかに討論はありませんか。

1番、吉武君。

吉武議員 私は、平成26年度、葛城市一般会計予算について、修正案の賛成という立場で討論させていただきたいと思っております。

平成26年度葛城市一般会計予算なんですけど、おおむね認めることができる部分も多いのですが、先ほど吉村議員が言われたところの3点について、認めるわけにはいかない

ということで、修正案賛成をさせていただきます。

まず、議会工事費についてです。議会工事費は、まず議会を工事するという話が出てきたのが2月の全員協議会、その中でも、各議員の中からさまざまな意見が出ました。本当にそもそも全部する必要があるのか、委員会室を広くする必要があるのか、図書室が必要なのか、カーペットをクリーニングする必要があるのか、買いかえる必要があるのか、さまざまな意見が出て、その後も何度か協議はありましたけれども、意見がまとまったなどではなく、もうこれで行かせてもらうという形で話し合いは終わりました。まだ、各議員が納得していない、まだ話し合いも終わっていない中で予算計上するのはどうなのかと。計画が決まっていないのに、予算計上がまずできるのか、していいものなのか、疑問を感じます。

また、そもそも議会というのは誰のために、何のためにあるのかということを考えて、やはり市民の皆様のためにあるものだと思います。議会に1,200万円かけても、僕たちがきれいなところで働けるだけであって、市民の皆様には何の得にもならないと思います。ですので、1,200万円ほど、1,000万円以上をかけて工事をする必要はないと思っています。

続きまして、嘱託職員の部分なんですけれども、嘱託職員、まず費用がかさむというところが問題です。さらに予算特別委員会の中の答弁で、市民サービスの向上につながると、今は、逆に言うたら市民サービスがあまりよくないという話だと思うんですけれども、いざ、月に1、2回しかないから、なかなか何かあったときに厳しいというお話でした。それが厳しいということがわかっているのであれば、例えば夜勤、日直、宿直の教育をしっかりするとか、しっかりしたマニュアルをつくる、それだけでも市民サービスの向上にはなると思います。1、2回やからわからへんから嘱託に任すねんという、お金をかけて嘱託に任すというのは、根本的にちょっとやり方が違うのかなと思います。お金をかけずに向上できるところがまだまだある中、お金をかけてもう嘱託に任せて、教育は日直、宿直は月1回だからもういいよというような考え方はどんどんお金がかかって、さらには、職員の方がせっかくどんどん実力が伸ばせるチャンスでもあるのに、それを取り上げることにものではないかと思っています。

また、それだけ費用をかけるのであれば、本当に先ほど述べたように、教育をしっかりされて、もしこの使う分であったお金を市民生活に必要な部分に回す、そうした方が一番市民の皆様のためになるのではないかと思います。

そして、地域活性化事業、道の駅に関してです。私は12月、凍結決議案に賛成という形をとらせていただきました。私としては、市民の皆様が本当に納得できる形で、みんなが本当にこれは必要やと、欲しいという形のものができるのであれば、進めていけばいいと思っています。逆に、そういうことを期待している部分もありました。

ところがふたをあけてみると、平成25年度、まず6億円繰越しですということがわかってきました。そして、平成26年度、予算特別委員会の中で、まず公園部分ですね。先ほどどなたかもおっしゃっていましたが、山の部分を足して土地を広くするんだと、一体にして広くするんだと、7万平方メートル以上になるんだという話が出てきました。さらに予算特別委員会の中で、用地代、予定は何ぼでやって、このままいったら何ぼになるんやとい

う答弁の中で、予定は5億円でしたと、このまま行けば6億2,000万円になりますと、1億2,000万円のオーバーですというふうな答弁がありました。既にもう1億2,000万円オーバーなんだということがはっきりしました。

そして、今年度の予算の工事請負費について、どんな工事をするんですかという質問の答弁に、分水、造成、建築もしたいというお答えがありました。純粹に計画が決まっていなのに、どうしてその予算を計上できるのか不思議に思います。また、6億円繰越しということは、6億円消化されていないと。6億円消化された後の予算を、どうして計画も決まっていな中予算計上できるのかと不思議に思います。

予算の内容を見てもみますと、100万円単位の、言い方は悪いかもしれないですけども、100万円単位のざっくりとした予算でありました。これを認めてしまうということは、議会として予算を審議する意味が、もはやなくなるのではないかと思います。100万円単位の計画が決まっていなざっくりとした予算を認めるということは、予算特別委員会を開いて審議して議決することの意味、根本が揺らいでくると思います。私は、このやり方に対して、道の駅が推進であろうと、道の駅どうやねんと思う立場であっても、予算の組み方、そして議会の意味として、これを認めてはいけないと思います。

以上の点から、私は修正案賛成をとらせていただきたいと思います。

以上です。

西川議長 ほかに討論はありませんか。

2番、内野君。

内野議員 ただいま上程されております、平成26年度一般会計予算の議決に対して、その修正予算案には反対し、原案のとおり本予算に賛成の意見を述べさせていただきます。

まず、修正予算に対しては、今それぞれの議員各位からの、提案者や原案の提出者に質疑された内容からわかるように、議会費の工事請負費や総務費では、各々計上されている費用が、今後の議会活動また行政事務の円滑化において大いに貢献し、なおかつ、議員の質や将来に対しまして、また、その行政財産を高めることで、限られた予算を有効的に執行するため計上しており、その費用は理解できるものであります。

また、総務費の宿日直における嘱託職員採用のため計上されている一般管理費は、職員の健康管理、家庭サービス、土日の各地域の各種行事の応援等、積極的に参加いただいていることも報いるべきではないでしょうか。また、所管事務の能率を高める上でも、負担軽減にも資するところであり、経験豊富な元行政職員で市民サービスを担当する役割は、効果的にも市民は評価すると思います。

また、土木費における地域活性化事業のそれぞれ計上されている費用では、その財源における有利な国の補助金や合併特例債の活用など、市単費の支出は最小限に抑えて、その財源確保が示されていることをどのように理解して予備費に振り替えて計上させているのか、理解ができません。

地域活性化事業は、以前から議論なされているよう、新市建設計画、山麓地域の整備には欠かせない事業であり、地元で過去から農商業を営む多くの市民の声や、地産地消を願う

消費者側の立場からも、賛同する多くの声を実現するために事業推進を図られていることであり、以前から懸案であった違反盛り土の危険性についても、県の協力においてその安全性が確保されるといった、山麓地域の整備がより一層進むことが期待されている中で、その都度議会においても議論が展開され、その所管担当の委員会等での事業進捗を承認し、新市建設計画の各事業の早期完了を求めてきたことをどのように理解されておられるものか、私には理解しがたいことでもあります。このような修正案に、到底承認できないものと考えます。

さて、原案である平成26年度、一般会計予算においては、その歳入面は、住民の税負担の公平性を担保にした市民の増収確保や、国・県から有利な補助金確保に努められ、後年の交付税算入となる合併特例債、臨時財政対策債を発行し、行政一丸となって取り組んでこられたことで積み上げた基金を有効に活用した歳入で、170億7,000万円の予算に対する収入確保は評価できるものであります。今後、各事業執行におきまして、その事業の利便性、効率性をしっかりと見きわめて、できるだけ節約し、最少の経費で最大の効果を発揮できるよう、その執行に際しては努力されますようお願いいたします。

また、歳出の各事業の計上に対しては、私ども公明党議員団が強く要望してまいりました、多くの庶民の声を生かした安全対策、福祉施策の更なる充実など、これまでの議論の中で求められてまいりました施策を随所に反映いただいているものと評価できるところでございます。本年4月増税となる、税と社会保障の一体改革における消費税率8%の負担から、地方行政を預かる者として、その財源を将来へ安定した社会保障制度の実現のために活用することを十分理解していただける説明を願いたいところでございます。そのためにも、国の創設した制度ではありますが、負担軽減対策である臨時福祉給付金や、子育て世帯臨時給付金、給付事業を円滑に執行いただけるようお願いいたします。

また、4月より対象年齢の拡大と、その助成範囲を拡充されました小児医療費助成事業は、山下市長の公約実現の事業進捗でもあり、我が党からも早期拡充の要望をしてまいりました子育て支援対策の大きな向上となることに対して、大きな評価をすることでございます。恒久的制度の確立のためにも、財政面、負担軽減にもより検討をお願いいたします。

また、核家族化が進む深刻な高齢化対策として、ITを活用し、地域コミュニティを生かしたICT街づくりの事業の継続や、安全を環境整備における道路、公共各施設の将来性を検討するファシリティーマネジメントで、これからのまちづくりにおける、より機能の利便性と市民サービス向上に向け、更なる研究を重ねていただくことを望んでおります。

さらには、市民の健康で安心した暮らしを持続する上にも欠かせない各種健康事業や、予防ワクチン接種事業など、保健施策においてもそれぞれの生活環境を十分に配慮した取り組みとなっておりますが、今後も国の動向を見つめながら、施策の充実に検討いただけるよう要望いたします。

新市建設計画に掲げる各事業におきましては、その事業進捗には多くの市民各位の協力なくして進まないことが、今求められております。本年は、本来事業完了の時期ではありましたが、合併特例の事業年度延伸という国の改革制度により、完了年度がそれぞれ延長されましたが、1日も早い各事業の完了に向け、行政一丸となって各事業の事業工程を円滑に進め

るため、一定の手段も視野に入れて、その停滞する問題点を解決し、次の工程に進むべき作業にとりかかれるよう努力いただきたいところでございます。

本年は、本市が誕生して10年となる節目の年度となり、その記念行事も多く予算計上されておりますが、これまでの10年で積み上げてきた多くの財産を、先代の奉職者に感謝する気持ちをおぼれなく、次の10年を目指して、将来の市民にも理解していただく市政運営となるよう、多くの計上された各施策を推進されるよう求めて、原案どおり平成26年度一般会計予算は議決することに賛成の意見を申し上げ、討論を終わらせていただきます。

西川議長 ほかに討論はありませんか。

9番、藤井本君。

藤井本議員 平成26年度葛城市一般会計予算の修正案に賛成の立場で討論を行います。

まず1点目の議会のこの議会フロア、工事請負費1,180万円、このことについてでございます。

昨年10月に行われました議会議員選挙、定数が18人から15人にまず削減をされました。これは市民も納得をされたであろうというふうに思います。しかし、3人削減されて15人になったために、常任委員会、今まで3つあったものを2つにしようというような案が急遽と湧いてまいりました。議論の末だからそれもよしとしても、それが2つになったので部屋に入りにくい、狭い。答弁する職員の方も2つになると入ってこられない。こういったことに端を発しているのが、この委員会室を広くしようというところから端を発したわけでございます。

私は合併前から議員をさせてもらっていますけども、後ろに傍聴に先輩も来られています。合併したときには31人の議員がいました。それでも創意工夫をしてやっていました。それが、うちだけと違います、どこのまちも削減してきた、合理化していく、これはいいやろう。そやから、お金も使って部屋を広くするねん、これは市民に本当に納得していただけるものやろうか。

この話が2月の全員協議会に出てまいりました。私は、真っ向からそんなのあかんと言いました。そんなの、市民にどうやって説明するねんとも言うた。議員同士がもっと創意工夫したらいいやんか、4階もあいている、2階もあいている。本会議場で、どないか工夫して31人も入ったときがあるねんから、何とかできるやんか。大和高田市議会やったら、予算特別委員会とかも議場でやってるやん。このようなことを申し上げて、いろいろ考えていこう、そんな無駄なことはやめとこうと言え、カーテンは取りかえからクリーニングにかわって、いろんなものの質も落としまして、安くちょっとしますわと。私はそんなのを言うてるんじゃないです。そもそもが間違っているということを言っているんです。

例えば、人数入り切らんと議会に支障を来したとか、職員の仕事に、議会に行くために、議会の対応のために支障を来したと。そやから何とかしてほしいとかいう声が上がってきて、いわゆる一度そういうことを1年でもやってみて、それで何かを改善していこうと、この部屋を大きくしといた方がええでというのであれば、私はそれは納得できます。何もしないで、また部屋がないのではない。4階にも部屋があるわけです。予算特別委員会もやっている、

2階にもまたある。年間何回も使うわけでもないです。

定数が減ったから、これは市民の皆様にも訴えたいけども、議論する時間は確かにふえていていると思います。それは当然やと思います。ふえたから遅うまでせなあかんねん、電気代がかかりますねんというのは、市民の方も納得してくれはると私は思います、頑張ってくれてるんやなど。

そやけども、そやからいうて、議会フロアをいち早く、何もここを見ただけでも、フロアを歩いてもらっただけで汚いなと感じる部分、私は何も無いと思います。非常勤である我々議員というのは、年4回、確かにこういう形で定例会、一生懸命臨んでいます。しかし、この市役所全体から見れば、使用頻度というものはそんなに一般職員に比べて高いものではないというふうに思います。

本当にやってみて、使い勝手が悪いよと、極めて悪いというものであれば、そこでまず工夫をしたらええと思います。工夫をしてもあかんかったというものについては工事に入って、工事とともにきれいにもせなあかんというのであれば、それも必要かもわかりません。私は何も品を落とせとか言ってるんじゃない。そもそも論が間違っている。今、何も不自由することないですやん。一生懸命議論できてますやん。だから、このままやって、1年間でもやって、そこで議論をしたらいいということで、前々から言っていることに変わりはないです。

例えば、私は議会選出でいきいきセンター運営委員会になりました。いわゆる昔の新庄町の老人福祉センター。あそこはもう古いですわ。あれの委員に、市長も一緒に同席していました、私は早う行ったので見せてもらいました。もうカーテンなんか破れてね。1回見てきてください。それでも市民の人は我慢をして楽しく使うてはります。あそこが利用者数が減っているとか、そんなこともない。横ばいで、お年寄りがふえているというのもありますけど、あのカーテン、一度見てきてください。あそこだけと違って、私は市内の各施設にいろんなものがあると思う。雨漏りもしてるところもあるやろう、市民の要望の高いものもあるやろう、それをまず並べて、それで、議会かてここは、やっぱり議会もここは不自由があるねんいうのを天秤にかけた上で、私はこの費用というものを使っていただくべきやというふうに思います。

事務局にも、高すぎると言ったら節約してますねんということで、ご苦労かけているかと思えますけども、そもそもそんなことを言っているんじゃない。議員が工夫さえすれば、これはできるわけやから、これは1回やってみましょう。議員各位も、これはご理解をいただきたいというふうに思います。

2番目の嘱託職員2,763万4,000円というものです。これは確かに、時代というものがだんだんとそういう方向で、各自治体が向いているのは承知をしているところでございます。しかし、この葛城市の土地柄というんですか、いいところというんですか、これをよく考えたときに、嘱託職員がそういうふうな形で、日曜日また夜間の対応されているというところも見ました。また、いろんなところでそれを積極的に採用しているというところの市役所、自治体の考え方も調べました。そこに共通するのは何か。各自治体でも、各部署で嘱託職員への切りかえが多く行われている。しかし、これは比較的専門性が低い業務や、マニュアル等

で対応可能な業務について、そういうことで積極的に対応、切りかえというものがされている。これは共通する部分でありました。

私は市役所という中で、いわゆる夜に職員がいないとき、また日曜日、この部分というのも、やはり市民にとっては市役所。ここを間違わないで、やはり対応をちゃんとできるという形で、一足飛びに行くんじゃなく、確かに時代は向いているかもしれないけども、そこはもう少し検討されて、今何が起こるか分からない。災害等も含めてそうです。なぜかしら、今年になってから有線放送で、この新庄地区は有線放送ですけども、迷い人の放送というのが続いています。つい先日もございました。そんなことから考えてみて、もっとまちから信頼される市役所、ということについては今までどおり、先ほどから出ていますように、職員の健康を阻害するものではあってはならない。これはまた別個に考えて、職員の扱いというものをやってあげていただけたらいいと思います。日曜日だったとしても、市役所は市役所なんですという考え方に変えていただければ、わかっていただけるのではないかなというふうに思います。

3番目、もう前置きはなく、新道の駅についてでございます。今回、私は一般質問で、まずこのことを聞きました。既に葛城市には、新在家にふたかみパーク当麻、いわゆる「当麻の家」という道の駅が存在するわけですよ。ここの状況はどうなってるんやということを一一般質問でお尋ねをしたところでございます。答えは、売り上げはここ5年毎年減少を続け、その減少幅を更新している。利益は、平成の10年代初めのころに比べたら、半分以下に落ちていますよ、ここへ寄られる方、利用者数、これをとったのが平成20年度以降やと、平成21年度以降だったのか知らないですけど、平成21年度は20万人の方が来られていました。平成24年度は2万人減少して約18万人です。これがお答えなんです。この議場で私が質問に答えていただいた答えなんです。

今ある「当麻の家」、道の駅がそういう状況なんです。私は「当麻の家」の人は一生懸命やってはと思います。今、道の駅を取り巻く環境というのが非常に厳しい。テレビでも取り上げられています。奈良県の、この前一般質問でも言いました。南都銀行の関連会社の調査機関が調べた調査においたって、道の駅を取り巻く環境は、奈良県でも死活問題で頑張らなければいけないんだということも言われている。だから、「当麻の家」自身が、何も営業を怠っているということは言ってるのと違いますよ。しかし、そういう環境にあるのが今の道の駅やということが、今一般質問の中でお答えをいただいたところでございます。

私はもう1つ、この道の駅に対して、事業方法についてお尋ねをしました。いわゆる道の駅というのは「道の」駅なんです。道路管理者がする仕事やという前提が私にもある。しかし、道路管理者と市町村で行う事業を一体型といいます。しかし、過疎対策とか、失礼な言い方になるかわからないけれども、山間部の方に道の駅というのは多い。こういうところでは、道路管理者と違って、市町村だけで行われている。これを単独型というふうにいいます。

葛城市県道のところですので、なぜ一体型を使わないんですかと、こういう質問をさせていただきます。

西川議長 藤井本議員、ちょっと簡潔に討論やってくれへんかな。

藤井本議員 すいません。

費用配分が、負担が変わってくると思う。道路管理者と市町村との費用負担というものについて、変わってくると思います。返ってきた答えは何かというと、休憩、そういった場所の設置機関というのは、国が示しているのでしょうか、10キロから20キロが目安ですよと。そやから、道路管理者との一体型整備というのができないし、難しいと、こういうお答えをいただいたわけでございます。

なぜ、そしたら、議長から早くせいと、こういうことでございますけども、答えとしては、地域活性化事業をあくまで道の駅という手法を使うんやと、こういうお答えで、もう一辺倒、一点張りでお答えをされました。国が示しているように、10キロから20キロ離れなさいよということに、ではなぜその道の駅をする。

また、先ほど申し上げているように、葛城市には既に道の駅があるけども、非常に厳しいんだというのを認識もしつつ、道の駅を今やろうとしているわけです。そんな中で慎重になるというのは、私は当たり前のことやと思います。

ちょっと議長、もうちょっとだけしゃべらせてください。あと一例出すだけ。

西川議長 何遍も聞いているからな。そやからちゃんと討論にして。

藤井本議員 ちょっと待って下さい。この前の一般質問の中で、そのときも時間切れになりましたん。言いきれてない部分がある。

何も反対、反対ばかりをしたくてやってるのと違う。こういうふうにな小さなまちでも2つまであるというところがないのか、私は岬町まで行ってきた。あれは、和歌山県和歌山市に隣町にある、大阪府泉南郡岬町です。ここは既に道の駅が1つあります。とっとパークこじまという、大阪府と一体型でつくった道の駅がございます。新たに葛城市と同じような時期に道の駅をつくらうとしています。ここへ行ってきて思いましたけども、ここは今ビーチバレーの町岬ということで、3,000人収容のビーチバレー、またビーチサッカー、ビーチテニス、こういう競技場を持って、ビーチバレーの町というものを売り出しにかけられています。海釣りもあります。海水浴も潮干狩りにも大変お客さんが多い。ヨットハーバーもあります。

今、この町が目指しているのは、深日港というの、古い方は、私はあまり知らないんです、深日港という、徳島や淡路島へ行っていたフェリーの港があったところで、ここはもう今は閉められたけども、これを再開するんだとあって、この町が今一生懸命になっておられる。市役所の人と話をしたんじゃないけども、この町自身に行って、いろんな目標を持って頑張っておられるなというのがわかりました。

また、人口が1万7,000人の小さな町ですけども、かなりの数の方がおられる。ここを訪れる人が多いんだなということを感じました。何よりも思ったのは、ここには道の駅、仮称道の駅のいわゆる建設計画というものが、約A4で50ページのものでできていました。こういうのを見て、この岬町に行って人と話したときに、「早くしてほしい」という住民の方のお話というものも聞かせていただきました。もう最後にしますけども、ここはいわゆる町民の方とも一体にやっておられる、また、周りの施設、ゴルフに行かれる方、いろんな、そん

なのも含めて、施設とも関連した、そういう関連施設との一体型というものをされているわけです。

今、私自身、もうこの辺でおきますけども、今本当に、もう土地を購入している、私はそこに何ももう言うてない。今ここで本当にとまっていたら、よく考えていただきたいということで、市政についても私らも一体となってやっていきたいという思いも込めて、討論といたします。

以上です。

西川議長 ほかに討論はありませんか。

11番、阿古君。

阿古議員 私は、修正案に賛成の立場で討論をさせていただきたいと思います。

平成26年度予算が170億7,000万円という膨大な予算規模であります。ちなみに、平成25年度は191億円を超えておりました。葛城市は合併したときに、旧當麻町と旧新庄町が合併したときの合算の金額というのが大体120億円前後、120億円から130億円になったかというような中で、この10年間近く、葛城市の財政をどう考えたらいいのやということで、ずっと見させていただいておりました。その中で、ここ数年が非常に膨大な予算規模になってきている。多分、葛城市という3万6,828人の市では、120億円前後が財政規模としては適正ではないかというのが、経験的に感じております。

ということは、この差額の部分が、実が合併による合併バブルの部分である。合併特例債によって非常に有利だといわれる起債を使いながら、将来に備えるんだということで、いろんな事業をされている部分です。そのかさ上げされた部分が、私たちが心配しているのが、将来の葛城市の財政には耐えられるのかどうかということで、いろんな議論をさせていただいているところであります。

今回見させていただきました予算の中で、もう細かく申し上げるつもりはございません。ただ、考え方として、ここに載ってきている金額は1円たりとも、やはり市民の皆さん方の税金やということなんです。国からいただいた税金、葛城市民の皆さんからいただいた税金、その税金を1円たりともやはり無駄にはしたくないという思いの中で、いろんな議論をさせていただいた。だから、ここに挙げさせていただいたのは、1つの象徴の3点やったということです。

減額として挙げました、議会費の改装費の中では、今現状でも決して、私はほかの市町村に比べて、この議場が、委員会室がみすぼらしいとは感じたことはありません。ほかのところ、いろんな研修の形で見させていただきましたけども、もっと雨漏りのするようなところでも議事進行をされている、そういうところがいっぱいございました。

私は感じます。まず市民にとってやるべきことを先にやってください。私たちが使うところは一番最後で、もうやることはありませんねという、そういう時期になって初めて、私たちはこの議場を改装すればいいんじゃないか。それはスタンスの問題であります。ですから、私はこの減額修正に賛成させていただきました。

2点目の一般管理費です。今現在、職員の皆さんは日常の業務を終わった後で、若干の休

憩をとりながら、宿直もしくは休みの日直業務をしていただいております。その部分については、若干ですが手当もついておりますが、今回上がってきたのが12名という新規の嘱託職員を宿日直業務に充てる、新規採用するということです。それが約2,700万円。厳密に言いますと、社会保障費の減額は今回入れておりませんので、若干まだそれよりふえます。逆に、手当関係の方は増額補正しないといけないんですから、若干ふえるんですけども、それにしてもなぜふやそうとするんですか。1年間で、例えば2,000万円というお金が、これが10年続けば2億円になるんです。今現在おられる方で工夫して、努力して、市民の皆さん方に奉仕される、それが私は市の職員の使命やと感じております。それをもって健康管理が無理だというのであれば、それは違う形の中で消化していただければ、私はいいんやろうと思いません。これは単年度で終わる費用やないんです。複数年度にわたって直接されていく費用であるから、こういうようなものはできるだけ工夫した中で、ぜいたくをしない形でお願いしたいという気持ちで、今回減額補正の対象にさせていただきました。

それと、3つ目です。道の駅の事業。これはもう今までからいろんなところで意見を申し上げておりますので、あえてここでそんな詳しく申し上げるつもりはございません。平成23年、私が初めてこの本議会の席で予算執行について異議を申し上げたときには、ぜいたくな事業はやめてくださいとお願いしました。というのは、やはり今やらないといけないこと、それを最優先すべきです。決して行政がやろうということに、私は全く無駄な事業はないと思っています。必ず何らかのメリットはあります。せやけども、大切なのは急がないといけない事業、市民の皆さんが本当に望んでいる事業、その部分に力を注いでいただきたい。それが全て終わった後でこれもやりたいですねとおっしゃれば、私はそういう時期が来れば賛成することもあるのかと思います。

でも、まずは次の世代にいい葛城市を残すことを考えていただきたい。そういう思いを込めまして、修正議案に賛成、本予算議案に反対という立場で討論させていただきました。

以上であります。

西川議長 ほかに討論はありませんか。

15番、白石君。

白石議員 予算特別委員長より報告がありました、議第12号、平成26年度葛城市一般会計予算の原案の議決について、反対の立場から討論を行います。

安倍内閣2度目の平成26年度の一般会計予算の規模は、過去最高の95兆8,823億円、前年度92兆6,115億円に比べて3兆2,000億円以上もふえております。その特徴は、社会保障と税一体改革に基づき、消費税率を3%も引き上げて、8兆円にも及ぶ史上空前の大増税を国民に押しつけ、暮らしと経済に深刻な事態をもたらす予算であること、年金や医療、生活保護など、社会保障の給付減を初め、教育、農業、地方財政など、暮らしの予算を軒並み削減する一方で、大企業減税を初め、国土強靱化を看板にした大型公共事業のばらまき、成長戦略の具体化のための大盤振る舞いの予算になっていること、さらに、依然として巨額の借金を重ね、財政再建の見通しが全く立たない予算になっていることでもあります。これでは、国民の暮らしと営みを圧迫するとともに、日本経済にも大きな打撃を与えることは明らかであり

ます。

地方自治体に大きな影響を与えます、平成26年度の政府地方財政計画の規模は、通常収集分が83兆3,607億円、前年比1.8%の増となっています。地方自治体にとって重要な一般財源総額の規模は、地方税で35兆127億円、前年度比2.9%の増、地方譲与税で2兆7,564億円、前年比17.4%の増で、合わせて前年度比1兆4,000億円増を見込んでいます。

一方で、地方税の増収もあり、地方交付税は16兆8,855億円、前年度比1%の減、地方交付税の代替措置である臨時財政対策債は5兆5,952億円、前年度比9.9%の減で、合わせた実質的な交付税額は約8,000億円の減となっています。その結果、一般財源の総額は、前年度から6,051億円増の60兆3,577億円となっています。

さらに、地方財政計画は、4月からの消費税率引き上げを前提として、平成26年度の地方消費税は4,696億円、消費税の地方交付税法定率分は2,334億円と見込み、合わせて7,030億円の財源を確保しています。

また、平成20年度以降は、毎年のように補正予算で経済対策や地方支援が組まれてまいりました。本年も4月からの消費増税による景気の腰折れ回避を目的とした経済対策として、5兆5,000億円規模の平成25年度補正予算が、この26日に成立をしているところであります。

麻生政権以来、前例のない経済雇用対策による地方財政対策によって、全国の市町村の財政が好転をし、一挙に改善をしてまいりました。このような国の地方財政対策の中で編成をされた葛城市の平成26年度一般会計予算の総額は170億7,000万円、前年度比13億3,600万円、7.6%の減となっています。歳入では、個人市民税が10億4,940万円と、前年度比1億1,380万円、7.7%の増となっています。法人住民税も2億4,835万円と、前年度より6.5%、1,506万円ふえています。平成17年度の7億5,000万円の実績からすれば、何と3分の1と極めて厳しい状況が続いているのであります。

固定資産税は、地方圏の商業地、住宅地の地価公示価格が平成5年から20年連続して下落をしていることもあり、土地で7億1,900万円、前年度比マイナス0.8%、600万円の減収となっていますが、固定資産税は高どまりのまま、市民の過重な負担は解消されていないのであります。これは、平成4年1月12日、旧自治省が発した一遍の通達で、これまでの地価公示価格の2割から3割とされていた固定資産の評価額を、7割まで一気に引き上げたことが最大の原因であります。高い固定資産税の評価によって、収入が減り続けている市民に重い負担を強いているのであります。現行の課税措置は認めがたいものであります。所得を基準にした減免制度を整備するなど、市民の負担を軽減し、市民の暮らしを支援する役割を果たすべきであります。

地方交付税は40億870万円と、前年度比1億8,000万円、5.45%の増となっています。臨時財政対策債は7億1,000万円と、前年度比4,900万円の減となっていますが、地方交付税臨時財政対策債を合わせた事実上の交付税は、前年度比で1億3,100万円の増となっています。

さらに、財政調整基金積立金から8億9,300万円の繰り入れによって、平成26年度の収支の均衡が確保されております。当初予算において財政調整基金を活用して、当面の歳入予算を担保し、事業の執行を円滑に行うことは必要なことですが、平成23年度決算では繰り入れ

た4億7,000万円が全額繰り戻された上に、8億600万円が積み立てられています。さらに平成24年度決算も、繰り入れた3億9,700万円が全額繰り戻された上に、3億9,200万円が新たに積み立てられています。この平成25年度決算見込みでも、繰り入れた7億4,720万円が全額繰り戻された上に、3億5,000万円が新たに積み立てとして見込んでおられます。

ここ数年の決算は、当初予算に基金繰入金として繰り入れられた金額が全額繰り戻されており、さらに基金に積み増しをしている。その上に、実質収支で平成23年度決算では7億8,600万円、平成24年度決算では7億4,000万円の大幅な黒字を出しているのです。結果として、予算額、決算額の乖離が15億円から20億円、繰り入れ分を除いても11億円から15億円もあることになるのであります。これほどの予算額と決算額の乖離の増大は、これは見過ごすことはできません。予算編成における必要最小限の経費の算定や、厳正な収入の算定に改めて留意する必要があります。また、会計年度の独立の原則の立場から、その年度に収納した収入はその年度に市民に還元することを原則に予算編成されるべきであり、改善を求めるものであります。

次に、消費税増税による市民の負担増についてであります。葛城市の一般会計における影響額は、収入では地方消費税分が5,600万円の増収となる見込みですが、支出では工事費や需用費など、1億2,000万円もの負担増になります。市民生活と市財政に大きな影響を及ぼすこととなります。地方自治体の第一の使命は、住民の福祉の増進を図ることです。市民の暮らしと経営、地域経済を守ることにあるのであります。

合併前の新庄町や當麻町では、平成元年の消費税の創設や、平成9年度の5%への引き上げに当たって、水道使用料や下水道使用料など、市民生活に大きな影響を及ぼす負担については、経営努力を前提に内税とし、消費税分を転嫁いたしませんでした。また、文化会館や歴史博物館ホールなど、減免規定を適用せず、徴収していた使用料についても消費税の転嫁を見送ってまいりました。また、合併時の使用料等の統一のときには、サービスは高く負担は低く約束を尊重し、水道使用料などは改めて内税が選択され、低い方に統一をされたのであります。

ところが、このたびの消費税の引き上げに伴う使用料や手数料の改定では、国からの消費税の転嫁を促す通知を受け入れて、非課税等の規定が適用される使用料等を除き、使用料や手数料について消費税分を外税方式で転嫁をし、市民に新たな負担を押しつけることになっています。これまでの経緯や先人たちの苦労や努力が全く考慮されておりません。市民に消費税の負担を押しつけることは、国の施策や指導がどうであれ、地方自治体として市民の立場に立ち、市民の暮らしと経営を守るという視点が欠落しているものであります。安易な消費税の転嫁はやめるべきであります。

次に、寄附金等の名による住民負担の問題です。初めて歳入における一般寄附金の内訳についての答弁がございましたが、消火栓の設置費用360万円に係る10分の1の地元負担36万円や、ホースや消火器具などの設置費用を助成する、消防施設設置事業300万円に対する3分の2の地元負担200万円が予定されていることは明らかです。設置される受益大字から、葛城市寄附金採納事務規定に基づき、一般寄附金を収納しようという手続に変更をす

るだけのことだと考えます。

これは、これまで地方財政法第4条の5の規定に違反していたことをみずから認めたものと言えます。地方財政法第4条の5は、昭和27年に税外負担の解消を促進する趣旨で、元来寄附金は自発的、任意的なものであるべきとして、直接または間接を問わず、割り当てて強制的に徴収するようなことはしてはならないとの規定が設けられたものであります。どうしても費用を徴収するというのであれば、地方自治法第224条、分担金の規定に基づき、条例に定める行うべきであります。何よりも住民の安全や健康、福祉を保持することは、地方自治体の基本的な責務であります。市の責任で財源を確保し、地元要望とあわせて計画的に整備されるべきであります。

次に、議会棟の改修についてであります。常任委員会の数やその定数の改定に伴い、第1委員会室が手狭になったことなどを理由に、第1委員会室等を拡張する改修など、1,180万円の工事請負費が計上されています。これまでの議会改革の議論や、公共施設の整備や利用計画等が配慮されず、全く唐突な提案と言わざるを得ません。議会は市民の意思を反映する場であり、市民の意思を決定する合意形成の場でもあります。議長の諮問機関でもある議会運営委員会や議会改革の一環として、議会改革特別委員会の十分な議論が不可欠であります。改めて執行の停止を求めるものであります。

次に、防犯灯の設置についてであります。平成21年度より、大字より100メートル離れた箇所など、一定の条件を満たす防犯灯の設置については、2万5,000円の範囲で全額市の負担とする改善が実施されました。評価できるものであります。しかし、合併前の當麻町では全額公費負担でありました。防犯灯の設置や修理に対する2分の1の負担は、サービスは高く負担は低く合併時の約束をないがしろにするもので、認めることはできません。市民の安全を守ることは市の仕事です。児童・生徒等の通学路、通勤や買い物道路、大字間の道路等は無条件に市の責任で設置をすべきであります。

次に、障がい者福祉についてであります。自立支援法が廃止され、新たに障害者総合支援法が施行されましたが、サービス利用料の応益負担制度は温存されたままです。葛城市では利用者の約95%が非課税世帯の利用料の免除などにより、サービス給付の負担率は0.57%、補装具の負担率が3.03%に軽減されているということですが、わずかな年金や工賃収入、家族が支援の頼りの障がい者にとっては大きな負担であります。障がい者の自立を妨げ、人権をないがしろにする障がい者施策は認めがたいものであります。利用料の負担を免除する市独自の制度の創設、さらには駅前駐輪場整理の委託を初め、在宅で頑張る障がい者と家族、自立を支える事業者への支援策の拡充を求めます。

次に、事業系ごみの手数料の引き上げについてであります。平成22年6月から事業系ごみの持ち込み手数料が、10キログラム100円から150円に値上げする改定が実施されました。市内の事業者や収集業者の要請、議会の決議により、当分の間130円を継続することとなりましたが、厳しい経済情勢の中で、地域の経済と雇用を支えて頑張っている事業者の皆さんに、平成26年度では994万円程度の負担増が見込まれています。循環型社会をつくるために、これから市民や事業者、行政が一体となって取り組まなければならないときに、経費の節減や

他市からのごみの搬入を抑制するとして、事業者には負担と責任を押しつけることは協働の取り組みを壊すものであり、撤回をすべきであります。

次に、有線放送維持管理費についてであります。有線放送の新庄地域では、スピーカーの購入で3,990円、軒下から室内への配線や、設置の工事費も市民負担となっていました。平成25年度よりは有線放送のスピーカーが無償貸与されることになりました。評価できるものであります。防災行政無線の當麻地域では、2万9,600円の受信機は無償貸与で、工事費の負担はありません。住んでいる地域によって負担が異なることは著しく均衡を欠き、公平の原則に反するものであります。新庄地域の有線放送の軒下から室内への配線や設置に係る工事費等についても、市の負担で行うべきであります。配線等の工事費は、1件当たり約1万6,000円程度であります。平成26年度の設置台数は60件ですので、96万円程度あれば解決できるものであります。さらに、大災害にも対応する情報伝達手段の整備計画を策定し、具体化に直ちにに取り組むことを求めます。

次に、農業振興についてであります。戸別補償制度から所得安定対策事業に変わり、地域の特性を生かした転作営農の確立と、転作率の向上を図る生産者に対して、10アール当たり3,000円交付されることとなります。政権が変わるごとに猫の目のように農業政策が変わってまいりました。しかも、その農業政策の目玉が減反政策であります。これでは日本の、葛城市の農業は浮かばれないのであります。平成6年には60キロ当たり2万2,000円だった米価が、平成24年には1万2,000円台と40%も下落しているのです。米価を保障するとした機能、生産調整の役割は破たんをしています。これでは、農業者の生産意欲、後継者に託す希望を奪い、水田の荒廃や転用を一層加速させ、農業経営をますます衰退させてしまいます。何よりも安倍政権が決定したTPPへの参加は、日本の農林漁業や地域経済、食の安全や国民の暮らしの広範な分野に大打撃を与えます。完全自由化で、食料自給率が13%にまで下がるという農林水産省の試算は、大打撃の一端を証明しています。直ちにTPPへの参加を撤回すべきであります。

本市の農業費は2億4,273万円、そのうち農業振興費、経営所得安定対策事業等のソフト事業が18%の4,421万円で、農地費や団体営土地改良事業費等のハード事業が48%の1億1,613万円となっています。しかも、このソフト事業4,421万円の57%は、各種団体に対する負担金や補助金です。農業振興等でいわゆるソフト事業は、経営所得安定化対策事業しかないのであります。基盤整備、ハード事業に多額の予算を配分する公共事業中心の農業政策では、地域農業の危機に歯どめをかけることはできません。農業を葛城市の基幹産業と位置づけ、経営を支え、後継者を育てる所得補償や価格保証制度の創設、地産地消の促進、消費地の開拓、農地の保全、拡大などに予算を重点的に配分をし、家族経営を中心に集落営農など、多様な農業経営を支える政策に改めるべきであります。

次に、地域活性化道の駅事業についてであります。新道の駅の建設が予定されている大字太田の山麓地域は、新市建設計画を具体化すべく、平成17年11月10日に設置された議会まちづくり特別委員会において2年余りかけて審査し、策定をした山麓地域整備基本計画の地場産業振興ゾーンとして計画され、地域交流センターや交流広場など、敷地面積1万8,000平

方メートル、事業費 5 億3,000万円の事業として、都市再生整備計画を策定し、まちづくり交付金事業として実施することが予定をされていました。

ところが、山下市長就任後の平成21年7月に立ち上げられた検討委員会を皮切りに、会議録が策定されないワーキング会議等において協議が進められ、大字太田の同じ場所に、敷地面積が1.8倍の3万3,000平方メートル、事業費は実に3.4倍の18億円もの膨大な税金を投入する新道の駅建設計画が策定をされ、平成23年10月23日の都市産業常任委員会に唐突に提案されたものであります。

議会の審査や承認もなく計画が策定をされ、山麓地域整備基本計画や葛城市総合計画、葛城市都市計画マスタープランが反故にされたのであります。事業の正当性や公正性、透明性が問われる重大な問題であります。更なる問題は、いまだに施設の規模や内容、配置が決まらず、経営の分析も農産物の集荷や販売の見通しも決まっていないのであります。

このような状況の中で、平成24年度には5億6,450万円の予算が計上されたところですが、その予算の96%に当たる5億4,000万円が平成25年度に繰越しされました。さらに平成25年度の予算がこの平成26年度予算に6億324万円も繰越しされているにもかかわらず、新たに3億4,600万円の予算が計上されているのであります。事業計画が議会に示されないまま予算を計上し、用地取得だけは公園用地の目的等で、当初の3億円の見込みを大きく上回る6億2,000万円に増額をし、80%を買収しているのであります。こんなずさんなやり方を、議会の役割として議員の責任として認めることはできません。道の駅建設事業は凍結をし、市民の総意で抜本的に見直すべきであります。

次に、吸収源対策公園緑地事業に関する寄附金の問題についてであります。平成26年度は大字林堂と今在家の公園整備事業が予算計上されています。平成24年度に初めて予算計上された大字疋田の事業では、用地費の3分の1に当たる1,230万円が、大字疋田からの一般寄附金として歳入に計上されていましたが、平成25年度予算に計上された木戸については、議会の議論を踏まえ、地元木戸からの寄附の申し込みがなされ、その内容が使途を特定しない一般寄附金であるということがわかった時点で補正対応するという方針に転換をし、一般寄附金は当初予算に計上をされませんでした。そして、平成25年9月の定例会に提案された補正予算において、両大字から自発的、任意の感謝の気持ちでの寄附金の申し出があり、葛城市寄附採納事務取扱規定に基づき、寄附申し込みにより、使途を特定しない一般寄附金として収納され、疋田からは1,100万円、木戸からは1,500万円が収納され、計上されたのであります。いずれにしても、使途を特定しない一般寄附金が採納された疋田も木戸でも既に用地買収が完了し、公園緑地事業が実施されているのであります。

また、予算特別委員会における平成24年度の議論の中で、部長は「今後も予定いたしております木戸、今在家、林堂につきましても、今私が申し上げた形で寄附金としていただきたいというようなお願いもし、要望を出していただいた所存でございます」と答弁をしています。さらに副市長は、「基本となる発想は、分担金徴収条例の趣旨に基づいてお支払いをいただくという部分でございます」、あからさまに答弁をしているように、用地取得が必要な4大字については、最初から用地費の3分の1の寄附金を徴収することを条件にしていたの

であります。

地方財政法第4条の5の割当的寄附金等の禁止の違反に当たるとはならないかの指摘を受けて方針転換をし、用途を特定しない一般寄附金として、寄附申込書に基づき採納することに軌道修正を図ったものでありますが、最初の間違いを糊塗するだけのことであります。今さら自発的、任意の感謝の気持ちからの寄附金申し込みによる、用途を特定しない一般寄附になるという説明は、予算特別委員会の答弁からして全く筋が通らない措置であり、説得力がありません。

さらに、葛城市寄附採納事務取扱規程の3条は、寄附採納に関する事務の取扱いについて、次に掲げる事項を調査し、行政執行に支障を来さないように努めなければならないとしています。その第1号は法令に違反をしていないか、第2号では公序良俗に反しないか、第3号では行政の中立性、公正性等が確保できるかなどを規定しています。まさに受益を受ける大字から用地費の3分の1を寄附金として収納することは第1号の法令違反に当たり、また第3号の行政の中立性、公平性が確保できるかの規定に反するものであります。

これまで葛城市は、葛城市緑の基本計画に基づき、緑化重点地区整備事業として新村公園、蘆公園などの4カ所、まちづくり交付金事業として笛堂ふれあい公園など2カ所、合計4カ所を整備してまいりましたが、事業費は全て国の補助金と市の一般財源及び起債で賄われ、地元からは、寄附金はもとより、一切の負担はありませんでした。税外負担の解消に努力してきた先人たちの努力を、まさにながしるにすることになっているのではないのでしょうか。予算審査の中で、平成26年度に計画されている林堂や今在家も、疋田と同様の扱いをすることの答弁であります。地方財政法違反の寄附金を徴収することをあからさまに宣言しているものであり、寄附金の徴収はやめるべきであります。

次に、都市基盤整備、道路整備事業についてであります。平成26年度も尺土駅前周辺整備事業や、国鉄・坊城線整備事業が交付金事業として推進されることになっています。新市建設計画や総合計画等に基づき、都市基盤整備に必要とされる基幹道路等の計画的な建設は当然であります。毎年事業費が繰り越されている現状では、市政の停滞は免れません。一旦事業を停止すべきであります。

一方、身近な集落内道路や通勤通学、買い物道路などの生活道路の整備、公共施設の耐震化やバリアフリー化などが遅れています。道路の拡張や歩道の設置、側溝の安全対策、障がい者用トイレやスロープの設置など、住民生活に密着した公共事業優先に切りかえをすべきであります。重大なことは、新市建設計画事業が変更され、学校給食センター建設事業に14億8,000万円、新庄幼稚園建設事業に4億円が追加され、さらに計画になかった新道の駅建設事業に18億円が追加されるなど、事業費は157億円だったものが200億円にも大幅に増額されていることです。これからの事業費の増嵩や、普通交付税の一本算定による5億円の減収、合併特例債の償還を見込んだ財政計画では、公債費の増嵩により、平成33年度以降には財政危機が予想されます。既存の事業の大幅な縮減、新道の駅事業の凍結、新市建設事業計画全体の抜本的な見直し、財政計画の見直しを求めるものであります。

また、毎年年度末になりますと多額の繰越しが発生をし、翌年度に繰り越されることがこ

の間繰り返しをされています。新年度の予算が執行できる見込みのない予算となっているわけであります。これらも改善することを求めておきたいと思えます。

乳幼児、小児医療費の中学校卒業までの拡大、太陽光発電等の設置に対する助成事業など、評価できる事業も多々ありますが、以上の理由により反対をいたします。

なお、同時に上程をされています、吉村議員提出の修正案が可決ということであれば、委員長報告された原案反対を撤回し、修正された原案に賛成することを表明し、討論を終わります。

西川議長 ほかに討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

西川議長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより、本案を採決いたします。

まず初めに、吉村優子君ほか4名から提出された、議第12号議案に対する修正案について採決をいたします。

本修正案に賛成の諸君の起立を求めます。

(起立少数)

西川議長 起立少数であります。よって、議第12号議案に対する修正案は否決されました。

次に、原案について採決をいたします。

議第12号議案を原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立多数)

西川議長 起立多数であります。よって、議第12号議案は原案のとおり可決されました。

あらかじめ、本日の会議時間を議事の都合によりまして延長をいたします。

ここで、暫時休憩をいたします。

休 憩 午後4時35分

再 開 午後4時45分

西川議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第13、議第13号議案について討論に入ります。

討論はありませんか。

15番、白石栄一君。

白石議員 議第13号、平成26年度葛城市国民健康保険特別会計予算の議決について、反対の立場から討論を行います。

サービスは高く負担は低くの約束にもかかわらず、合併2年目の平成18年度に平均で17.6%、2億5,500万円の大幅な保険税の引き上げが実施されました。この引き上げは、中小商工業者や農業者等の経営を圧迫し、年金生活者、所得の低い勤労世帯などの生活を脅かし、滞納世帯をふやし、安心して病院にかかれない状況を広げました。

国保は、加入者の多くが無職者や所得の低い人が占める保険になっています。平成23年9月の葛城市の国保加入世帯5,744世帯の所得の調べでは、所得200万円未満の世帯が4,488世帯、加入世帯の4分の3を超える78.13%となっています。その内訳は、所得ゼロの世帯が

1,693世帯で29.47%、所得50万円未満の世帯が712世帯で12.4%、所得100万円未満の世帯が681世帯で11.86%、所得150万円未満の世帯が805世帯で14.01%となっています。さらに、所得ゼロの1,693世帯のうち、年金収入も給与収入もゼロの世帯が794世帯で46.9%も占め、加入世帯5,774世帯の実に13.82%、10世帯に1世帯以上が収入ゼロという状況です。

ところが、国保税は収入がゼロでも少なくとも、均等割や平等割、資産割が課税されます。さらに所得割も基礎控除だけという旧ただし書き方式で課税され、個人市民税や固定資産税など、他の市税に比べて過重な負担となる仕組みになっているのであります。支払い能力を超える国保税に、払いたくても払えない市民被保険者が増加をし、滞納世帯は1,013世帯、加入世帯の19.38%にもなっています。

国保税が払えなくて、3カ月の短期保険証が発行されている世帯は44世帯、さらに市役所で保管されている保険証は61世帯あります。さらに居所不明18件となっているのであります。重い負担に耐えられず、滞納を余儀なくされている加入者に対する安易な短期保険証の発行はやめ、正規の保険証を発行すべきであります。また、保管されている保険証は、加入者に早急に届ける手立てをとるべきであります。収納率が低迷をする中で、平成25年度の収入未済額は5,634万円見込まれています。毎年6,000万円前後の収入未済額が新たにふえますので、根本的な解決になっていないのであります。収入ゼロや所得の低い世帯に対して、市が定めている申請減免制度を整備、拡充し、払える国保税に改善をして、滞納をもとから抑えることが重要であります。

葛城市国民健康保険税条例第23条は、市長は、次の各号のいずれかに該当する者のうち必要があると認められる者に対し、国民健康保険税を減額し、又は免除することができるとした減免規定を定めています。その第2号は、当該年中の所得が皆無となった者又はこれに準ずると認められる者、また第3号は、前2号に掲げる者のほか特別の事情がある者を減免の対象にすることを規定しています。

この減免規定の適用基準となります葛城市国民健康保険税減免取扱基準を見直して、拡充をすることが求められています。減免の範囲を定めた取扱基準第2条第3号では、当該年度において所得が皆無となったため、生活が著しく困難となった者又はこれに準ずると認める者と規定しています。ところが、具体的な減免の対象や割合を定めた第3条には、これに準ずると認めるものについては、同条の第3号の減免する必要があると認められる者及び軽減または免除の割合を規定する項目が記載されていないのであります。さらに第5号の、前2号に掲げるほか、特別の事情ある者の適用範囲は、納税義務者が刑務所等、その他これに準ずる施設に収容されている者について全額免除するとの記載があるだけであります。取扱基準の減免の割合、第3条第3号を見直し、減免の範囲、第2条第3号に明記されている、これに準ずると認めるものについては、例えば前年度より所得が50%以上減少した場合、更に生活保護基準の1.3倍とするなど、具体的な適用範囲を明示することです。また、第3条第5号の、減免の割合のその他特別の事情がある者についても見直しを行い、例えば児童扶養手当支給世帯、心身障がい者世帯等を対象とする適用範囲の拡充が求められます。

国保は市町村の自治事務であり、保険者の裁量で実施できることでもあります。平成26年度

予算において一般会計から3億7,032万円の法定外の繰り入れによって、財源を補っています。葛城市の被保険者1人当たりの医療費は、平成24年度が29万6,798円で県下36位、平成23年度では28万7,925円で37位、平成22年度は26万9,812円で県下38番目、さらに平成21年度では25万8,468円で39位、県下で一番低い医療でありました。これは、市民、被保険者の皆さんの健康や医療に対する高い関心や、国民健康保険事業に関する協力、健康推進委員を初めとした保健予防活動の取り組み、開業医の先生方の尽力によって国保財政が支えられているのであります。

市町村国保は、市民、保険者の努力にもかかわらず、依然として厳しい財政運営が強いられています。何度も国保税の引き上げを余儀なくされてまいりました。その原因は、昭和59年に国保事業に対する国の定率の国庫負担を、医療費の45%から38.5%に大幅に削減されたことによって、国保の総収入に占める国庫負担金は、80年代に50%程度だったものが、平成19年度には25%となりました。その削減分を保険税負担として国民、市民に転嫁してきたことが最大の原因なのであります。

国保制度は、憲法や国民健康保険法に基づき、国の責任で国民に医療を保障する社会保障制度です。国保財政の健全化を加入者の負担や広域化に求めるのではなく、国にこそ削減されてきた国庫負担率を元に戻し、責任を果たすことを強く求め、誰もが安心して医療にかかる社会保障制度として再構築をすべきであります。

一般会計からの繰り入れや、資格証明書の発行の回避、短期保険証の発行基準を改善し、発行を抑えるなど、評価できるものですが、以上の理由により反対をいたします。

討論を終わります。

西川議長 ほかに討論はありませんか。

8番、西井君。

西井議員 議第13号、平成26年度葛城市国民健康保険特別会計予算につきまして、賛成の立場で討論させていただきます。

国民健康保険制度は、国民皆保険を支える医療保険として、地域住民の健康の保持増進に重要な役割を果たしています。しかしながら、多くの市町村国保の財政運営は、歳出面では被保険者の高齢化の進展や医療の高度化に伴い医療費が増加し、一方、歳入面では長引く経済の低迷による国民健康保険税収入の減少などから、年を追うごとに厳しい運営状況となっています。

国においては、保険者や被保険者の負担を軽減するためのさまざまな改革により、制度の維持に努められているとはいえ、今後は長期にわたり安定した制度を維持していくことは極めて困難な状況にあります。

このような状況の中にあって、葛城市では保健事業に力を入れ、医療費の増加を抑える努力をし、一般会計からの繰入金財源補てんを受け、県下でも低い医療費、低い保険税率を保つ運営をされてきました。平成26年度予算においてもこの考えに基づき、全体の69.4%を占める保険給付費を初めとする、必要な歳入歳出予算を計上されたものであり、保健事業において生活習慣を改善し、生活習慣病を予防することにより、医療費の増加に歯どめがか

かるようにとのことから取り組まれてきた特定健康診査など、事業を継続的に推進し、受診率の向上を図り、被保険者の方々の健康の保持増進に努めることとされています。このような取り組みにより医療費の適正化を図り、国民健康保険の円滑な運営に努めていくために編成された予算であると考えます。

国民健康保険の被保険者の方々が、必要なときに必要な医療を安心して受けることができるよう、安定的で持続可能な制度を運営していく必要があるため、今後とも引き続き医療費適正化などの一層の取り組みにより、歳出の抑制を図るとともに、保険税の収納率の向上による歳入の確保に努めるなどと、より一層の経営努力を重ねられることを要望し、私の賛成討論といたします。

西川議長 ほかに討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

西川議長 討論ないので、討論を終結いたします。

これより、議第13号議案を採決いたします。本案に対する委員長報告は可決であります。本案は、委員長報告のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立多数)

西川議長 起立多数であります。よって、議第13号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第14、議第14号議案について討論に入ります。

討論はありませんか。

15番、白石君。

白石議員 議第14号、平成26年度介護保険特別会計予算の議決について、反対の立場から討論を行います。

平成26年度の介護保険特別会計の予算は、平成24年度から平成26年度までの3年間の第5期介護保険事業計画の最終年の予算であります。第5期の第1号被保険者の介護保険料は基準月額4,100円とされ、第4期介護保険事業計画の保険料が引き継がれています。介護給付費準備基金積立金9,450万円の取り崩しと、財政安定化基金1,847万円の取り崩しによって据え置かれたことは一定、評価できるものでありますが、毎年年金が減らされ、厳しい生活を余儀なくされている高齢者にとっては重い負担となっています。

第1号被保険者のうち、年金収入が年額18万円、月額1万5,000円を超える被保険者の保険料は年金から天引きをされ、それ以下の被保険者は普通徴収されています。普通徴収の保険料の収納率は、平成25年度の見込みが86.88%で、平成24年度の91.82%、平成23年度が87.91%、平成22年度が85.3%と低迷をしています。平成25年度の収入未済額は648万円になる見込みであります。平成20年度から3年間で、合計3,862万円の不納欠損処分をしたところではありますが、毎年600万円程度の収入未済額が新たにふえますので、滞納繰越額は1,682万円に更に膨れ上がっています。

低い収納率、滞納の状況を見れば、過重な負担になっていることは明らかであります。高い保険料の原因は、介護に係る国庫負担の割合を50%から25%に引き下げたことにあります。しかもこの25%のうち5%は、後期高齢者の比率の高い市町村に重点に配分する調整交付金

です。全国市長会や町村長会が繰り返し要望しているように、調整交付金は25%の別枠にして、国庫負担割合を30%に引き上げ、介護保険料を引き下げるべきであります。

今、特別養護老人ホームの施設の待機者は78人、老人保健施設も入所が困難な状況で、受け入れ先がなく、退院できない介護難民がふえています。介護施設の整備が抑制される中で、施設サービスが利用できない状況になっているのであります。その上に、平成27年10月からこれまで介護保険の対象とされていた食費や介護施設等の居住費を対象から外し、全額を利用者負担といたしました。そして、同時にデイサービスやショートステイの利用料も引き上げられ、大幅な値上げが実施されたのであります。この結果、施設の1カ月の利用料が15万円、16万円にも跳ね上がり、入りたくても入れない状況が一層広がったのであります。

平成24年度に策定された第5期介護保険事業計画では、介護が必要になっても、できる限り住み慣れた地域で人生がおくれるよう、夜間救急時の対応など、地域ケアを整備していくことが求められると書かれています。しかし、具体的なサービス事業は計画をされていないのであります。また、施設サービスについても、重度者に対し、より重点的なサービス提供を行っていくことになる、平成26年度の目標の達成に向けた整備を行っていると書かれています。しかし、これを具体化するサービス基盤づくりの市町村整備計画がありません。これでは、家族の介護に頼らざるを得ないのであります。78人の待機者や、介護難民の解消どころか、増加をする一方になります。民間事業者任せのサービス基盤の整備は認められません。夜間対応型訪問介護サービスや、小規模多機能型居宅介護サービスなど、新たなサービス基盤整備に着手をし、保険者としての責任を果たすことを求めるものであります。

我が国の高齢社会へのテンポは、平成27年には高齢者の一人暮らし世帯が高齢者世帯の3分の1に当たる570万人に増加をし、認知症の高齢者も、現在の150万人から平成27年には約250万人に増加することが予想されています。この高齢社会の見通しから明らかになることは、家族介護に依存している現状を早急に改善することであり、在宅介護を支援する地域包括支援センターの拡充や、小規模多機能型施設等の整備や、特別養護老人ホームなどのサービス基盤の整備が重要であるということでもあります。国の対応、県の対応を待っては間に合いません。民間事業者に頼らず、葛城市の整備計画を策定し、サービス基盤の整備に着手すべきであります。

討論を終わります。

西川議長 ほかに討論はありませんか。

8番、西井君。

西井議員 議第14号、平成26年度葛城市介護保険特別会計予算につきまして、賛成の立場で討論させていただきます。

高齢化は確実に進み、介護を必要とする高齢者が今後ふえていくことは、葛城市におきましても例外ではありません。第5期介護保険事業計画の中で、平成25年度の高齢化率は24.4%と予測されておりますが、3月1日時点ではそれを上回る24.6%に達しており、約4人に1人が65歳以上の高齢者という現状です。

そういった中、本市の最近の傾向といたしましては、介護認定者数は横ばい傾向、認定率

は減少傾向で奈良県平均を下回っており、介護予防を主とした施策、支援の成果のあらわれではと考えるものであります。地域支援事業では、認知症予防や緊急通報体制整備事業の更なる拡大などを見込んでおり、総合的な介護予防の推進を期待するものであります。保険給付におきましては、施設給付や介護予防給付などを中心に、計画値を上回る伸びを見せており、今回の予算では計画値にとらわれることなく実情を捉え、介護給付費準備基金の取り崩し、財政安定化基金の活用を適切に行い、保険給付費を適正に見込んでいると考えます。今後においても、介護予防事業に対する効果の評価、検証を行い、なお一層の保険給付の適正化に努められ、保健事業の円滑な運営に努められることを望むものであります。

また、新年度において策定予定の第6期介護保険事業計画では、保険給付サービスの見込みを的確に捉え、高齢者を支える基盤づくりや高齢者に対する総合相談、支援業務の更なる充実と、保険料上昇の抑制を期待するとともに、必要な人に必要な支援、サービスが行える体制づくり、健全な介護保険事業の運営をお願いし、私の賛成討論とさせていただきます。

西川議長 ほかに討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

西川議長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより、議第14号議案を採決いたします。本案に対する委員長報告は可決であります。本案は、委員長報告のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立多数)

西川議長 起立多数であります。よって、議第14号は原案のとおり可決されました。

日程第15、議第15号議案について討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

西川議長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより、議第15号議案を採決いたします。本案に対する委員長報告は可決であります。本案は、委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

西川議長 ご異議なしと認めます。よって、議第15号は原案のとおり可決されました。

日程第16、議第16号議案について討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

西川議長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより、議第16号議案を採決いたします。本案に対する委員長報告は可決であります。本案は、委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

西川議長 ご異議なしと認めます。よって、議第16号は原案のとおり可決されました。

日程第17、議第17号議案について討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

西川議長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより、議第17号議案を採決いたします。本案に対する委員長報告は可決であります。本案は、委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

西川議長 ご異議なしと認めます。よって、議第17号は原案のとおり可決されました。

日程第18、議第18号議案について討論に入ります。
討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

西川議長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより、議第18号議案を採決いたします。本案に対する委員長報告は可決であります。本案は、委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

西川議長 ご異議なしと認めます。よって、議第18号は原案のとおり可決されました。

日程第19、議第19号議案について討論に入ります。
討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

西川議長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより、議第19号議案を採決いたします。本案に対する委員長報告は可決であります。本案は、委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

西川議長 ご異議なしと認めます。よって、議第19号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第20、議第20号議案について討論に入ります。
討論はありませんか。

15番、白石君。

白石議員 議第20号、平成26年度葛城市後期高齢者医療保険特別会計予算の議決について、反対の立場から討論を行います。

後期高齢者医療制度は、平成20年4月から導入され、75歳以上の高齢者はこれまで加入してきた国保や被用者保険などを脱退させられ、強制的に加入させられました。75歳以上の高齢者を切り離し、健康保険の対象から強制的に外すやり方は、年齢による命の差別そのものであり、憲法が保障する法の下での平等に反するものであります。

本年は、2年ごとの保険料の改定によって、所得割が8.1%から0.47%引き上げられ8.57%に、均等割は4万4,200円から500円引き上げられ4万4,700円となります。値上げ幅は1,593円増の負担増となり、平均年間保険料は7万1,554円にもなります。消費税の増税や、年金額が引き下げられ、更に高齢者の暮らしに追い打ちをかける保険料の引き上げは認めることはできません。さらに保険料が2年ごとに改定をされ、医療給付費の増加と後期高齢者の人口比率が増加するのに応じて、保険料が引き上げられる仕組みになっています。高齢者

に際限のない負担を押しつける医療制度は認めがたいものであります。

後期高齢者医療制度は、保険料が払えず1年以上滞納すると悪質滞納者と見なされ保険証が取り上げられ、かわりに資格証明書が発行される仕組みが法定されています。これまで、75歳以上の高齢者は老人保険制度の対象者として、被爆者や結核患者等と並んで保険証の取り上げが法律で禁止されていました。これが、老人保険制度の廃止によって、75歳以上の人からも保険証の取り上げを可能にしたのであります。これでは、無年金や低年金など、収入の少ない高齢者の命や健康を守ることはできません。資格証明書発行制度は直ちに廃止すべきであります。

普通徴収保険料の滞納者は40人で405件、6カ月以上の滞納者に発行している6カ月の短期保険証は9件となっています。短期保険証の発行をやめるとともに、市は保険者として収入のない人や少ない人の保険料を減免する独自の制度をつくるなど、安心して医療にかかれるよう支援すべきであります。

後期高齢者医療制度のねらいは、医療費がかかる75歳以上の高齢者を一まとめにし、際限のない負担と差別医療を押しつけることで医療費を抑制することにあります。国の負担を削減するために、高齢者を差別する医療制度の執行を担い、高齢者に耐え難い負担を押しつける後期高齢者医療保険特別会計は認められないものであります。後期高齢者医療制度は、中止、撤回をすべきであります。

討論を終わります。

西川議長 ほかに討論ありませんか。

5番、増田君。

増田議員 議第20号、平成26年度葛城市後期高齢者医療保険特別会計予算につきまして、賛成の立場で討論をさせていただきます。

後期高齢者医療制度は、少子高齢化社会の中で増大する高齢者の医療費を国民全体で支え、また、従来の老人保険制度が抱える幾多の問題点を解決するために創設されたものと認識をしております。

制度施行当時は、新制度ということもあり、混乱を招いたこともありました。国による制度の改善、わかりやすい広報への取り組み、保険料の軽減措置や納付方法の見直しなど、努力が重ねられ、制度の施行から6年を経過しようとする昨今においては、被保険者の方々の一定の理解を得て、制度の定着が図られつつあると認識をしております。

この後期高齢者医療制度を円滑に運営していくために、保険料率は医療給付等に要する費用の見込み額に照らし、おおむね2年を通じ、財政の均衡を保つことができるように設定されていることになっております。平成26年度予算はこの保険料の見直しにより、歳入では保険料、一般会計からの保険基盤安定繰入金等の増額、歳出では保険料の増額に伴う後期高齢者医療広域連合給付金が増額となっています。この保険料率の設定に当たっては、的確な保険財政の運営に努めることにより生じた剰余金の充当、財政安定基金の取り崩し、県補助金等の財政支援継続の要請などの措置によりまして、保険料率をできる限り低く抑えることに努められ、保険料の軽減措置や所得の低い方や社会保険の扶養であった方の負担軽減措置も

継続していくこととされています。

広域連合におきましては、保健事業の推進や医療費適正化事業に積極的に取り組むこととされ、高齢化社会が進む今後において、この制度が高齢者の方々に安心して受けられる持続可能な制度となるために、財政運営のことを十分勘案し、予算編成されたものであると考えられるものでございます。

今後とも、県及び広域連合との連携を密にして、現行制度の円滑な運営を図るとともに、より一層安定した後期高齢医療制度の構築に向けて努力されることを要望し、私の賛成討論といたします。

西川議長 ほかに討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

西川議長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより、議第20号議案を採決いたします。本案に対する委員長報告は可決であります。本案は、委員長報告のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立多数)

西川議長 起立多数であります。よって、議第20号は原案のとおり可決されました。

日程第21、議第21号議案について討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

西川議長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより、議第21号議案を採決いたします。本案に対する委員長報告は可決であります。本案は、委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

西川議長 ご異議なしと認めます。よって、議第21号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第22、発議第1号、葛城市議会委員会条例の一部を改正することについてを議題といたします。

本案につき、提案者の説明を求めます。

12番、赤井佐太郎君。

赤井議員 ただいま議題となっております発議第1号、葛城市議会委員会条例の一部を改正することについて、提案理由の説明をいたします。

本案につきましては、奈良県知事が許可する日をもって奈良県広域消防組合が設立されることに伴い、葛城市議会委員会条例の第2条第2項中にございます総務建設常任委員会の所管から、消防本部を削除するものであります。

施行日につきましては、奈良県広域消防組合の設立に係る奈良県知事の許可のあった日から施行するものであります。

以上、簡単ではございますが、提案理由の説明といたします。議員皆様方のご賛同を賜りますよう、よろしくお願いいたします。

西川議長 以上で説明が終わりました。

これより質疑に入ります。
質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

西川議長 質疑ないようですので、質疑を終結いたします。
本案につきましては、委員会付託を省略し、討論、採決までを行います。
これより討論に入ります。
討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

西川議長 討論ないようですので、討論を終結いたします。
これより、発議第1号議案を採決いたします。
本案を原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

西川議長 ご異議なしと認めます。よって、発議第1号は原案のとおり可決されました。
次に、日程第23、発議第2号、奈良県にリニア中央新幹線を！中間駅の早期決定を求める決議を議題といたします。
本案につき、提案者の説明を求めます。
12番、赤井佐太郎君。

赤井議員 ただいま上程賜りました発議第2号、奈良県にリニア中央新幹線を！中間駅の早期決定を求める決議について、提案理由の説明をさせていただきます。

リニア中央新幹線は、平成23年5月に奈良市付近を主要な経過地として、整備計画が全国新幹線鉄道整備法に基づき決定されました。このことは、全国に空港も新幹線もない3県の1つであり、高速道路などの高速交通の国土軸から外れてきた奈良県にとって、大変大きな前進であります。

リニア中央新幹線の開通による交流人口の飛躍的な拡大を通じて、観光や産業、経済、県民生活等のさまざまな分野で大きな効果が期待できることから、県内の中間駅は奈良県全体の発展につながる位置に設置されることが不可欠であり、そのためのグランドデザインを描いていくためには、駅位置の早期決定が重要な課題となります。

現在、事業主体であるJR東海は、東京・名古屋間の詳細なルートと駅位置を公表し、2027年の開業に向けた準備を着々と進めています。一方、京都市、京都府は、京都ルートへの変更の要望活動を活発化しており、一部の関西政財界にはこれに同調する動きも見られます。

このようなリニア中央新幹線をめぐる現状の中で、我々葛城市議会は奈良県として一致結束して取り組み、ともに未来を切り開くため、次の事項を決議いたします。

1、リニア中央新幹線がもたらすさまざまな効果を最大限に発揮するため、早期に東京、大阪間を全線同時開業すべきこと。また、そのための具体策を早急に検討し、方策を示すこと。

2、リニア中央新幹線のルートは、東日本大震災などの災害の教訓を踏まえ、現在の東海

道新幹線とできる限り離し、法に基づき、決定済みの整備計画どおり三重・奈良ルートとし、日本の大動脈を二重化すべきこと。

3、中間駅の位置が早期に決定されるよう、県内の候補地を一本化すべきこと。中間駅は、リニア中央新幹線がもたらす効果を県南部を含む奈良県全体に、また紀伊半島地域にも広く波及させるため、鉄道網、道路網で各地と高い交通結節性を有し、県の人口重心にも近接した大和郡山市に設置すべきこと。

説明は以上でございます。議員皆様方の賛同を賜りますよう、よろしく願いいたします。

西川議長 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

西川議長 質疑ないので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本案につきましては、葛城市議会会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略し、討論、採決までを行いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

西川議長 ご異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略し、討論、採決までを行うことに決定いたしました。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

西川議長 討論ないので、討論を終結いたします。

これより、発議第2号議案を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

西川議長 ご異議なしと認めます。よって、発議第2号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第24、発議第3号、消費税の軽減税率の制度設計と導入時期の明確化を求める意見書を議題といたします。

本案につき、提案者の説明を求めます。

12番、赤井佐太郎君。

赤井議員 ただいま上程賜りました発議第3号、消費税の軽減税率の制度設計と導入時期の明確化を求める意見書について、提案理由の説明をさせていただきます。

昨年12月12日、平成26年度税制改正大綱において、自民党と公明党は軽減税率については消費税率10%時に導入すると盛り込みました。軽減税率は、低所得者層を含む消費者全体へ持続的に恩恵が及ぶ制度であり、欧米諸国の多くでは飲食料品など、生活必需品に対して適用されており、国民の負担軽減のための制度として長く運用され続けております。

我が国においては、世論調査においても明らかなおお、多くの国民が制度の導入へ賛成

しており、国民的な理解を得ています。消費税率10%への引き上げ時期については、本年度末にも総理によってその判断が示される方向です。

よって、政府においても以上の現状を踏まえ、下記の事項について適切な措置を講じられるよう強く要望いたします。

1、与党大綱に沿い、軽減税率制度の対象品目や納税事務のあり方など、詳細な制度設計の協議を急ぎ、本年末までに結論を出せるよう、政府も全面的に協力すること。

2、軽減税率の導入開始の時期については、消費税10%への引き上げ時に実施すべきこと。説明は以上でございます。議員皆様方の賛同を賜りますよう、よろしく願いいたします。

西川議長 以上で説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

西川議長 質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本案につきましても、葛城市議会会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略し、討論、採決まで行いたいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

西川議長 ご異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略し、討論、採決まで行うことに決定いたしました。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

西川議長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより、発議第3号議案を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

西川議長 ご異議なしと認めます。よって、発議第3号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第25、発議第4号、食の安全・安心の確立を求める意見書を議題といたします。本案につき、提案者の説明を求めます。

8番、西井覚君。

西井議員 ただいま上程を賜りました発議第4号、食の安全・安心の確立を求める意見書について、提案理由の説明をさせていただきます。

昨年、大手ホテルや百貨店、老舗旅館などでメニューの虚偽表示など、食品の不当表示事案が相次いだことから、政府は昨年12月9日に食品表示等問題関係府省庁等会議において、食品表示の適正化のため、緊急に講ずるべき必要な対策を取りまとめました。

具体的には、農林水産省の食品表示Gメンなどを活用した、個別事案に対する適正な措置や、景品表示法のガイドラインの作成を通じた食品表示ルールの厳守徹底など、当面の対策

が盛り込まれ、現在実施に移されています。

また、このほか事業者の表示管理体制や、国や都道府県による監視指導体制の強化などを柱とする抜本的な対策が明記され、これらの対策を法制化する景品表示法など、改正案が近く国会に提出される運びとなっています。

こうした対策が進む一方、昨年末に発生した国内製造の冷凍食品への農薬混入事件や、毎年発生する飲食店や学校、旅館、学校施設などにおける集団食中毒事件を受け、消費者からは関係事業者などにおける食品製造や、調理過程における完全管理や、衛生管理体制の一層の強化を求める声が少なくありません。

よって、国においてはこうした現状を踏まえ、下記の事項について適切な処置を講じ、食品にかかわる安全性の一層の確保に努めるよう強く要望します。

1、食品表示等の適正化を図る景品表示法等改正案の早期成立、施行を期すこと。

2、本改正案に基づく対策の推進に当たり、政府及び地方公共団体において、消費者庁を中心とした十分な体制を確立するとともに、そのための必要な予算措置を講ずること。

3、一層の食の安全と安心を図るため、係る法令の改正も視野に、総合的かつ具体的な検討を行うとともに、関係事業者等の果たすべき責任を明確に定めること。

説明は以上でございます。議員皆様方のご賛同を賜りますよう、よろしく願いいたします。

西川議長 以上で説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

西川議長 質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本案につきましても、葛城市議会会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略し、討論、採決までを行いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

西川議長 ご異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略し、討論、採決まで行うことに決定いたしました。

これより討論、採決に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

西川議長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより、発議第4号議案を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

西川議長 ご異議なしと認めます。よって、発議第4号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第26、発議第5号、ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充を求める意

見書を議題といたします。

本案につき、提案者の説明を求めます。

8番、西井覚君。

西井議員 ただいま上程を賜りました発議第5号、ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充を求める意見書について、提案理由の説明をさせていただきます。

ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成は、現在肝炎治療特別促進事業として実施されていますが、対象となる医療がB型、C型肝炎ウイルスの減少を目的とした抗ウイルス療法であるインターフェロン治療と、B型肝炎の核酸アナログ製剤治療に限定されているため、医療費助成の対象から外れている患者が相当数に上ります。

特に、肝硬変や肝がん患者は、高額な医療費を負担せざるを得ないだけでなく、就労不能の方も多く、生活に困難を来しています。

また、現在は肝硬変を中心とする肝疾患も、身体障害者福祉法上の障害認定（障害者手帳）の対象とされているものの、医学上の認定基準が極めて厳しいため、亡くなる直前であれば認定されないといった実態が報告されるなど、現在の制度は肝炎患者に対する生活支援の実効性を発揮していないとの指摘がなされているところです。

他方、特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法の制定時の平成23年12月には、とりわけ肝硬変及び肝がん患者に対する医療費助成を含む、支援のあり方について検討を進めるとの付帯決議がなされました。よって、肝硬変、肝がん患者に対する医療費助成を含む生活支援について新たな措置を応じていただきたく、一刻も早く下記の事項を実現されるよう要望いたします。

- 1、ウイルス性肝硬変、肝がんに係る医療費助成制度を創設すること。
- 2、身体障害者福祉法上の肝機能障害による身体障害者手帳の認定基準を緩和し、患者の実態に応じた認定制度にすること。

説明は以上でございます。議員皆様方の賛同を賜りますよう、よろしく願いいたします。

西川議長 以上で説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

西川議長 質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本案につきましても、葛城市議会会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略し、討論、採決まで行いたいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

西川議長 ご異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略し、討論、採決まで行うことに決定いたしました。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

西川議長 討論ないようですので、討論を終結いたします。
これより、発議第5号議案を採決いたします。
本案を原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

西川議長 ご異議なしと認めます。よって、発議第5号は原案のとおり可決されました。
次に、日程第27、奈良県後期高齢者医療広域連合議会議員選挙を行います。
広域連合議会の選挙につきましては、市議会議員から選出されている議員について1名の欠員が生じたため、選出することになりますが、2名の候補者がありましたので、奈良県後期高齢者医療広域連合規約に基づき、各市議会において選挙が行われることになったものです。

この選挙は、広域連合規約第8条の規定により、全ての市議会の選挙における得票総数により当選人を決定することになっておりますので、会議規則第32条の規定に基づく選挙結果の報告のうち、当選人の報告及び当選人への告知は行いません。

そこで、お諮りいたします。

選挙結果の報告については、会議規則第32条の規定にかかわらず、有効投票のうち候補者の得票数までを報告することにしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

西川議長 ご異議なしと認めます。よって、選挙結果の報告については、会議規則第32条の規定にかかわらず、有効投票のうち、候補者の得票数までを報告することに決定いたしました。

これより投票を行います。

議場を閉鎖いたします。

(議場閉鎖)

西川議長 ただいまの出席議員は15名であります。

立会人は、会議規則第31条第2項の規定により、6番、岡本吉司君及び8番、西井覚君兩名を指名いたします。

投票用紙を配付いたします。

なお、候補者名簿につきましては既に配付いたしておりますが、記載台にも掲示しておりますので、よろしくお願いを申し上げます。

(投票用紙配付)

西川議長 投票用紙の配付漏れはありませんか。

(「なし」の声あり)

西川議長 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

(投票箱点検)

西川議長 異状なしと認めます。

これより、投票に移ります。

念のために申し上げます。

投票は、単記無記名であります。投票用紙に被選挙人の氏名を記載してください。白票は無効といたします。職員が議席番号と氏名を読み上げますので、順次記載台で投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、投票をお願いいたします。

(投票)

西川議長 投票漏れはありませんか。

(「なし」の声あり)

西川議長 投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

(議場開鎖)

西川議長 開票を行います。

6番、岡本吉司君及び8番、西井覚君、立ち会いをお願いいたします。

(開票)

西川議長 開票の結果を報告いたします。

投票総数15票、これは先ほどの出席議員に符合いたします。そのうち、有効投票15票、無効投票ゼロ票であります。

有効投票中、廣井洋司君14票、竹森衛君1票、以上であります。

よって、ただいまの選挙結果を奈良県後期高齢者医療広域連合議会議員選挙長へ報告をいたします。

次に、日程第28、各常任委員会及び議会運営委員会の閉会中の継続審査についてを議題といたします。各常任委員長及び議会運営委員長から、お手元に配付の閉会中継続審査申し出一覧表のとおり、葛城市議会会議規則第111条の規定により、閉会中の継続審査の申出が提出されました。

お諮りいたします。

各委員長からの申し出のとおり、一覧表記載事項について、閉会中の継続審査とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

西川議長 ご異議なしと認めます。よって、各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

以上で本定例会の日程は全て終了いたしました。

議員の皆様方には7日の開会以来、慎重にご審議をいただき、また、格段のご協力を賜りまして、本日まで議会運営が円滑に進められましたことに対し、厚く御礼を申し上げます。

これをもちまして、本定例会を閉会するわけですが、各執行機関におかれましては、議員各位から会期中に出されました意見や要望を真摯に受けとめられ、平成26年度葛城市政の執行に当たられますよう要望いたしますとともに、この平成26年度は葛城市にとって市制施行10周年の記念すべき節目の年に当たっております。本市の市政の更なる発展のため、

創意工夫を凝らし、市内外に本市の魅力を発信していただきながら、諸施策の実現に向けて引き続き全力を挙げて取り組んでいただきますことをあわせて要望いたしまして、私の閉会の挨拶とさせていただきます。

ここで、市長より発言を求められておりますので、これを許します。

市長。

山下市長 本定例会の閉会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

去る3月7日に開会されました平成26年第1回葛城市議会定例会が、本日をもって全日程を終えさせていただき、閉会となります。その間、提案いたしました条例の制定及び改正、また平成26年度予算など、全議案につきまして慎重なるご審議をいただきまして、いずれも原案どおり可決いただきましたことに対しまして、皆様方に改めて厚く御礼を申し上げる次第でございます。

私が冒頭の施政方針でも述べさせていただきましたように、平成26年度は市政10周年を迎える年度となり、住みよいまち葛城市として、今後とも市民の皆様方から愛されるよう、職員一同知力を出しあい、尽力してまいる所存でございます。

さて、今定例会ではいろいろな意見を頂戴いたしました。先ほども私どもが出しました予算、原案に対しましての修正案というものもありましたけれども、私はこの一連の流れ、また皆様方の議決行動を見て、明るい気持ちになりました。なぜかと申しますと、賛成をいただいた皆さん方はもちろんでございますけれども、反対をされました皆様方、葛城市では今回認めていただきました予算、合わせて大体1,500の事業をこの予算で遂行させていただいているわけでございますけれども、反対をされた理由の中で、たった3点だけ反対で、あとはご賛同いただけるという、大きな結果をいただいたわけでございます。

平成20年11月から市長に就任させていただいて、葛城市をよくしていくという思いで進めてまいった事業を、これだけたくさんの方に認めていただいているということは、この上ない喜びでございますし、この3点というのは大きな3点なのかもしれませんけれども、埋めていける3点でもあろうかなというふうに思います。しっかりとこれから仕事をしていながら、議員の皆様方はもとより、市民の皆様方にご納得をいただけるように、しっかりと仕事をしていく、それが私に課せられた重大なる使命であると認識をいたしております。この3点さえクリアすれば、今回修正を出された議員は全て賛同をいただけるということでございます。この穴を埋めるべく、しっかりと努力をしてみたいというふうに思っております。

また、このほか今議会、皆様方からたくさんの提案、またいろいろとご意見を頂戴いたしました。今後の市政をどうしていくか、皆様方から頂戴をしたご意見、またご指導をしっかりと胸に秘めまして、職員一同、しっかりとこの市政運営に当たらせていただくということをお約束申し上げまして、私の閉会での挨拶にかえさせていただきます。本当にありがとうございました。

西川議長 以上で平成26年第1回葛城市議会定例会を閉会いたします。

閉 会 午後5時58分

会議の経過を記載して、その内容が相違ないことを証するためここに署名する。

議 会 議 長 西 川 弥三郎

議 会 副 議 長 朝 岡 佐一郎

署 名 議 員 増 田 順 弘

署 名 議 員 藤井本 浩